

發電致シタルニ付右茲ニ送附ス
(別紙甲号及乙号ヲ各添付送附ノト)

MT 1710372 320

(乙號用紙) 國精

要再回

機密

次官

文書課發送 大正十四年十二月壹日 發送済

主 管 歐米局長

任 主 栗原重雄

大正十四年十二月一日

淨書 (原稿) (淨書)

別紙 33 (甲號用紙)

受信機密 六二九號 大正十四年十二月	發信 出測次官
人名 田川大藏次官 津野陸軍次官 大角海軍次官 四條商工次官	名 込 級
件名 莫斯科利權交渉ニ関スル件	外務省

莫斯科ニ於ケル石炭及石油利權交渉ニ関シ過般關係各次官會議ニ於テ協議ノ上關係各省大臣ノ承認ヲ經テ別紙寫甲號及乙號ノ通田中大使宛

MT 1710372 319

1-1968

0205

機密

急

特使

要再回

文書課長 文書課 大正十四年十二月一日 接獲

文書課發送 大正十四年十二月一日 發送

主 管 歐米局長

主任 廣田

大正十四年十二月一日

機密 第六三〇號

大正十四年十二月一日

附屬書 通

受信 池田海軍省軍需局長
三井商工省鑛山局長
北辰會末延道成 各通

發信 廣田政米局長

件名 莫斯科利權交渉關スル件

名込 綴

本件關田中大使來電別紙寫送附ス

尚右電報所載「前文」ハ末着ナルニ付申添ス

十月廿日田中大使來電第五三七號別紙一部宛 其儘添付

公 信 案 外 務 省

(已號用紙)

大正十四年十二月一日田中大使來電

石油利權交渉ハ三十日夜ノ會議ニ於テ買上及報償問題ハ唯報償金納ノ場合ノ標準價格ヲ重油ニ付テハ加州值段又輕油ニ付テハ墨西哥灣值段ニ依ルコトトセル外前電(一)ノ通決定シ其ノ他ハ既電ノ通ニテ全部議了セリ歟日後ニ正式調印ノ管

外 務 省

MT 1710372

322

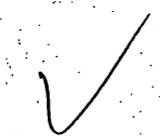
MT 1710372

321

1-1968

0206

水島
一
香
下



お

#1822

島

東新神報
年有者 本年四月五日

静島外務大臣

田中大臣

水島

第五十七部

昨日三月十日夜、予識、於予買上及報債
問題、吾報債金納、場合、撥率價
格、予買上、作、加、如、他、段、又、輕、油、
予、買、上、予、買、上、他、段、他、段、他、段、
予、買、上、予、買、上、他、段、他、段、他、段、
予、買、上、予、買、上、他、段、他、段、他、段、

予、買、上、予、買、上、他、段、他、段、他、段、
予、買、上、予、買、上、他、段、他、段、他、段、
予、買、上、予、買、上、他、段、他、段、他、段、

MT 1710372

324

MT 1710372

323

1-1968

0207

特使
至急
要再回



文書課長 白鳥

公 信 案

大正四年十月廿日 發送濟

49

別紙

(甲) 號用紙

文書課發送 大正四年十月廿日 發送濟

淨書 (原稿) (淨書)

主 任 歐米局長 (起草本) 大正四年十月廿日

機密 第一六三二號 大正四年十月廿日 附屬書 通

受 信 人 名 濱田海軍省 濱田 長

件 名 坂田財利 坂田 長

公 信 案 坂田財利 坂田 長

方 便 電 報 坂田財利 坂田 長

外 務 省 坂田財利 坂田 長

MT 1710372

325

1-1968

0208

11月10日

11月10日

莫斯科科
本者第...
11月10日

田中大使

第五...

十一月三十日

アラロフ...

(一)石油買上権ノ件ヲカ説シタルニ、アラロフ本使ヨリノ申出アリタルヲメ、一割五分ニ譲安シタリト述ベ更ニ折衝ヲ重不遂ニ他ノ條件ニ付キ我カ方カ相与譲安ヲ為サハ何トカ協議ノ解地ナキニ非スト

MTI 1710372

326

従来

折レ来リタルニ依リ既ニ前頭往電ノ経緯モアルコト故然ラハ買上権ノ條項ヲ全部削除セバ報償率ハ先方案ノ三万噸基準ニ同意方本使ニ於テ取計フベシト提議シタルヲアラハ右ナラハ相控ニ応ジ得ヘキモ本三十日ノ利権會議ニ於テ確答スベシト述ベタリ會議ノ結果ハ通報スベシ及(限字アリ不明)關係
明カナラズトシ若シスレノモノニナラバ之ヲ國有トシ従テ使用料モ高率トナササルヲ得ルモ混合シ居ルヤ之認メラル、ヲ以テ

MTI 1710372

327

1-1968

0209

特ニ四分ノ譲リタル者ナリトノ趣旨ヲ求
メタル所ニ付、譲リタル所有権ノ帰属問題
ハ政府間將來ノ交渉ニ譲リタル譲
権契約トシテハ、業主ノ譲リニテ譲印セ
シテハ、オオ旨意ハ重ケリ

(三) 石炭組合ノ先方案ニテハ、業者若クハ
到底採算不可能ナリトノコトナリモ互譲
毎協ヲ望ム旨懇話シタルコトナリ極メテ
同感ナリモ技術者ニ於テ採算充分可能ナ
リト主張シタル関係モアリ極メテ譲サノ
譲歩ナラズ協談ニ依リ得ベキヤハ考フル
旨答へタルが結局、月下業者ヨリ東京

MT 1710372 328

(四) 改請訓中ナルハ、代表ノ其フハ、決意
延期方申入タルニ、アハ来ルニ三日(木曜)朝
迄猶豫スベキ旨約シタリ就テハ、其レ
間ニ合ノ様細訓方取計ニ成シ
奥村ハ、月下高ニ譲印不能ナリト固執シ
唐ルニ、塚原ハ、譲印ニ異議ナク又(四)奥
村ノ言ニ依リモ、佐野ハ、組合関係ニ付テ
ハ、譲印可能ノ状態ニアリト事ナリ就テ
ハ、万々一北樺太石炭組合カ、譲印セサル
場合(一)ハ、譲印セシムベク(二)ハ、代表権ヲ
有スル奥村ノ指針ト一任スル此ノ場合
同條件ニテ、カ、企業者ハ、収益的経営可能

MT 1710372 329

1-1968

0210

ニシテ大企業者ハ不可能ナリトノ論
スベク右ヲ以テ考慮ノ上至急何
ルニシテ(後)
ヲ考フ

MT

1710372

330

1-1968

0211

要再回

特使



文書課長

公文書

大正四年拾貳月貳日

43



(甲) 號用紙

文書課發送

大正四年十二月貳日 發送済

淨書

(水)

正校原稿

(淨書)

主 管

主 任

大正四年十二月

日

附 周 書

通

機 密

第 五 一 號

大 正

年

12 月

2 日

附

附 周 書

通

受 信 人 名

北 洋 局

書 道 送 致

發 信 人 名

石 田 謙 米 吉 夫

件 名

石 田 謙 米 吉 夫 宛 書 件

名 込 綴

交 付 済

公 信 案

外 務 省

MTI 1710372

331

1-1968

0212

秘

大正十四年十二月一日田中大使發幣原外務大臣宛電報

十一月三十日「アラロフ」ニ會見シテ

(一)石油買上權ノ件ヲ力説シタルニ「アラロフ」ハ本使ヨリノ申出アリタル爲メ一割五分ニ讓歩シタリト述ヘ更ニ折衝ヲ重ネ遂ニ他ノ條件ニ付キ我方カ相當讓歩ヲ爲サハ何トカ協議ノ餘地ナキニ非スト折レ來リタルニ依リ既ニ從來ノ經緯モアルコト故然ラハ買上ケ權ノ條項ヲ全部削除セハ報償率ハ先方案ノ三萬噸基準ニ同意方本使ニ於テ取計フヘシト提議シタルニ「ア」ハ右ナラハ相談ニ應シ得ヘキモ本三十日ノ利權會議ニ於テ確答スヘシト述ヘタリ會議ノ結果ハ通報スヘシ

(二)被^現存財産問題ニ關シ「アラロフ」ハ「スターエフ」及「脱字アリ

(已號用紙)

外務省

MT 1710372

332

(已號用紙)

不明)關係明カナラストシ若シ「ス」ノモノノミナラハ之ヲ國有トシ從テ使用料モ高率トナササルヲ得サルモ混合シ居ルヤニ認メラルルヲ以テ特ニ四分ニ讓リタル次第ナリトノ趣旨ヲ述ヘタルニ付本使ハ果シテ然ラハ所有權ノ歸屬問題ハ政府間將來ノ交渉ニ讓ルコトトスヘタ利權契約トシテハ案文ノ通りニテ調印セシムヘキ旨答ヘ置ケリ

外務省

MT 1710372

333

1-1968

02:13

利権

日露漁業交渉に 我國の支持する主張

幣原外相から帝國委員へ 授けた訓令案

日露漁業交渉は、先づ幣原外相の訓令案に依りて開始せられた。この訓令案は、我國の漁業利益を保護し、同時に露國の漁業利益を尊重することを旨とし、交渉の進行を指導するものである。この訓令案は、幣原外相の訓令案に依りて開始せられた。この訓令案は、我國の漁業利益を保護し、同時に露國の漁業利益を尊重することを旨とし、交渉の進行を指導するものである。

機会を 先づ幣原外相の訓令案に依りて開始せられた。この訓令案は、我國の漁業利益を保護し、同時に露國の漁業利益を尊重することを旨とし、交渉の進行を指導するものである。

交渉が 開始せられた。この訓令案は、我國の漁業利益を保護し、同時に露國の漁業利益を尊重することを旨とし、交渉の進行を指導するものである。

時事新聞 大正14年12月3日

MT 1710372 336

1-1968

0215

36

依報電報
北辰會報

電送第 7680 號
大正十四年十二月三日 午後七時 分發

北辰會依報電報

物

電信課長	主 管	歐米局長	主 任	廣務課 (起 大正十四年十二月三日)
	件	莫斯科利權交渉関係件	名 込 級	幣原大臣
宛	在莫斯科	田 中 大 使	發	
作 暗		第 三 九 九 號		
未 延	ヨリ中里へ			
	(別紙括弧内發電ノコト)			

MT 1710372 341

MT 1710372 340

31/12 31/12

()

又重油権油ノ委託及里亞多海運事務所ノ地兵ノ
三位ノ委託ニ付

大正十四年十二月三日

中里代表宛

未 延

東京市麹町區有樂町一丁目一番地(有樂館)
株式會社 北 辰 會
電話大手五三四三番

1-1968

0218

大正十四年一月三日

東京市麹町區有樂町二丁目一番地(有樂館)
株式會社 北辰會
電話大手五三四三番

中里代表此

東延 拜

一日附貴電稱謝



數ヶ月に亘り難交渉に貴代表始々各位ノ耐身の所努力

342

力に依り今回圓滿に解決を見茲に契約全部終了

此に際し不取敢各位ノ今日迄ノ努力に對し厚く感謝ノ

()

意ヲ表ス

MT

171037Z

1-1968

0219

37

北辰會依願電報

大友 七友

北辰會

電送第 7681 號
大正14年12月3日午後7時分發

MT

171037Z

344

大正十四年一月三日
田中大使宛
未延
久レオニ恩利権交渉ノ際レ當所ヨリ閣下也ノ貴
館員各位ノ多大ナル所配慮ニ依リ今固月滿ニ解
以テ見届セ給調中ノ旨ニ至ルニ越當當者
一同深ク感謝ノ至リニ堪エズ茲ニ在由側ヲ代表
レ不取敢テ申換抄申上リ

大正十四年一月三日

田中大使宛

未延

東京市麹町區有樂町一丁目一番地(有樂館)
株式會社 北辰會
電話大手五三四三番

電信案	未延ヨリ	第 四 〇 〇 號	在莫斯科 田中大使	件 莫斯科利権交渉ニ関スル件	主 管 課 長 田中
外務省	(別紙括弧内電報ノコト)		幣原大臣	綴 込 名	主任 田中

電信課長(藤井)

田中

主任

(起算大正十四年十二月三日)

(原議用紙甲) 圓納

MT

171037Z

343

1-1968

0221

38

依頼電報
北辰會拂

北辰會依頼電報

書

電送第 7682 號
大正14年12月3日 7時 分發

MT

1710372

346

大正十四年十一月二日

川上俊彦宛

久シキ友人にして、貴下ノ多大ナル利益力ニ依
リ、愈々今回調停ノ途ニトナレルニ、誠ニ感謝ノ
至リト感ス

大正十四年十一月二日

川上俊彦宛

東京市麹町區有樂町一丁目一番地(有樂館)

株式會社 北

辰

會

電話大手五三四三番

末延 啓

電信案

外務省

件	主 歐米局長	任 主 緊要課 (起草)
宛	在莫斯科	正十四年十二月三日
件	莫斯科利權交渉ニ関スル件	幣原大臣
暗	田中大使	名込綴
第 四 〇 一 號	幣原大臣	
未延ヨリ川上顧問へ		
(別紙括弧内電報ノコト)		

MT

1710372

345

電信課長

電信案

(原議用紙甲) 閉封

1-1968

0222

Alexandrovsk 七
板

要
電送第 7668 號
大正14年12月9日 時0分發

電 信 案	外 務 省	勞務部、十二月十日、石油部、十一月十日 陸軍部、十二月十日、何レも全部、録了、以、仰 新、日、厚、之、台、非、長、事、電、ア、ク、タ、リ (甲、六、使、リ)	宛 駐在 右、亞、細、亞、各、領、事、代、理	件名 葛州、物、資、交、換、行、同、行、同、行、同、行	主 歐米局長	任 主	(起草大正十四年十一月三日) (原議用紙甲) 國務
			暗 第一二四號	發 中、外、各、方、局	名 込 綴	管 主 歐米局長	任 主

MT 1710372 347

電信課長

電信案

(原議用紙甲) 國務

1-1968

0223

電信課長

大臣

大官

亞細亞

歐米

通商

條約

情報

人事

會計

文書

對支文化

關係以友

件名	モスクワ護
綴込名	本省着

11913 暗 161

モスクワ護

大正四年十二月三日午後八時

幣外務大臣

田中大使

第五三三號 (一四)

中里ヨリ来趣

前電一通一昨夜契約完全部ヲ議決之日ト
 條文整理中ト先方一都合ニ有リ調印ハ
 十月十日頃一見込リ就テ其迄一問ニ今後企業
 上直接必要ニ留儀法規規一火災保險事務
 手續等一實際問題一問ニ為シ得ニ是一當局着

大正四年十二月廿八日記録係接受 348

MT 1710372

人謀解リ遂ク之上調印可成速ニ歸朝
 予定リ

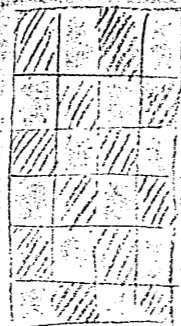
議決條文一中重要ニ点老一如之十一月十日所
 報一方最右迄示及日最ニ報告之先方
 提出契約原案等参照

第一條第一項一附帶事業ヲ加ハ 第四條
 第二項一ノ規程ヲ制シ 不用トシタリ
 第三項一ノ規程ヲ制シ 第六條第一項
 第一項一ノ規程ヲ制シ 第六條第一項
 第一項一ノ規程ヲ制シ 第六條第一項
 第一項一ノ規程ヲ制シ 第六條第一項

MT 1710372 349

1-1968

0224



一、本条を要理し決定し而して協定を行つた
 加へ、第六條第一項「前」試掘区域は、
 第九六〇「下」分「下」より第一項に於ける試掘区
 域、試掘の南北三、東西二、比、短形、
 東西一、南北一、已劃ハキ「下」分「下」の形状
 東西二、南北二、比、短形、十二個、列、
 区、
 第十條に於ける糾纏を任意に調
 査試掘「下」分「下」に依り、採掘價值の有
 無ヲ決定し得ルコト。

續ク

MT 1710372

一、株式会社が設立し之本契約、權利義務
 の譲渡は、コト「下」場合日本政府の照合ヲ要せ
 るコト、
 二、後、
 三、
 政府の許可ヲ得ルコト、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

MT 1710372

電信課長

大臣

次官

書

亞細亞
歐米

通商
條約
人情報
會計
會社
文書
對支文化

附
録
項
目
號

上野目録

閣僚以外

件名
綴込名

改

11909 (晴) 本 著者 着大云十四年十月三日台四三〇
十二月二日台七〇
11909 (晴) 本 著者 着大云十四年十月三日台四三〇

田中大使

第五三三號 (四) (三日台) 大正十四年十月廿八日記録係受

採掘價值決定セハハ〇「デレヤケ」ニ
「結局九六〇」デレヤケニノ試掘地域
「市松形トス」政府ハ各云方形ヲ
北京条約ノ例ニ倣ヒ交互ニ割キ取リ
得ルノ權利ヲ有ス若シ利権者ノ出
曲力 政府 銘云ニ入りシハ其曲

井ノ含ム部分ヲ利権者ニ與フル事
第一八条系掘利権料ハ三万噸迄
五% 一万噸ヲ増ス毎ニ二厘五毛ヲ
増シ四十三万噸ノ時一五%ニ達ス
噴出井ニ対シテハ一日ノ産額一〇噸迄
ノモノハ普通井一〇噸乃至五〇噸ノ
モノニ対シテハ一五% 六〇噸迄ニ%
七〇噸迄ニ五% 八〇噸迄ニ三%
九〇噸迄ニ三% 一〇〇噸迄ニ四%
一〇〇噸以上四五% 「カソリン」
ニ対シテハ千十方呎ニ「カソリン」
迄ハ一% 千「カソリン」迄ハ一五%

MT

1710372

353

MT

1710372

352

1-1968

0226

四「カロン」連ハニ。% 五「カロン」連ハニ五。
 六「カロン」連ハ三。% 六「カロン」以上ハ三五
 % 利権料ハ一切全額トス位級
 標準ハ「ボウメイ」ニ五度以下ノモノ
 ハ加州系油ニ依リニ五度以上ノモノハ
 「墨西哥」係相場ニ依リ何レモ山元
 位級トス但シ横濱市價及横濱
 運賃力出未タル場合ハ横濱相場ヨリ
 運賃保険料ヲ差引タルモノニ依ル
 ヲ得
 第一九系買上ハ全部削降第二。
 系税金ハ第一税トシテ生産高

MT 1710372 354

三.八五%ニ相當スル平均ノ代價ヲ又
 拂フ右代價ハ産出ハ第一九系ト同
 様第二四系第一項ニ道路軌道
 常運 製材所 試験室 「カンリン
 プラント」ヲ加フ 第三〇系系通リ
 ナルモ別ニ附属文トシテ(政府ニ於テ
 醫歯療設備ホヲ完了スル迄ハ醫歯療
 衛生費ニ対ス四.五%ノ掛金ヲ免
 除シ利権者カ政府ノ規定ニ従ヒテ
 該設備ヲ得ル率)ヲ取極ムル

(続)

MT 1710372 355

1-1968

0227

大臣
電信課長

大臣

次官

幣

要旨付

門
類
項
號

歐 亞 細 亞
通 商
條 約
情 報
人 事
會 計
文 書
對 支 文 化

件名
綴込名

五

幣 外務大臣

田中大使

11911 (昭) 183 莫斯科 十月二十四日 十月廿七日 三五
大正十五年十月廿八日

關係良

第五三三號、三四(二日)迄
第三一條、勞働者雇傭、付下(a)事
勞働技術者及高價値勞働者ハ五%迄
迄(五)中價値平勞働者ハ二五%迄
外國人ヲ使用シ得ル事 但 勞働者
工場長 各部長ハ右ノ制限ヲ受ケ
又 補塲支部力全部ヲ供給シ
得又 時ハ利権者ハ不足 ありケレ

意ニ雇傭シ得ル事 補塲支部力
供給シタル外國人ハ(a)(五)ノ日別ニ
系係ナキ事 非常ノ場合起リタル
片ハ任意ニ技術者及勞働者ヲ雇
傭シ得 勞働者ノ要求ハ毎年四月
一日及七月十日迄ニ申出ラ 勞働者ノ
給料ハ補塲 業報七日前ヨリ支給シ
任後 運賃ハ利権者負擔ノ事
政府ノ同意ニ依リ 運賃又ハ危港ノ
勞働支部ニ對シ 勞働力ヲ要求シ
得ル事 本条ノ規定ハ大正十五年航
海終期迄之ヲ適用スル事 規定ス

MT 1710372

357

MT 1710372

356

1-1968

0228

第三四條 無線電信ニハ「オハ」ノヤイ
 ナルノ無線電信引渡ニ係スル日露路兩
 政府間ノ協定ニ依ルハ利権者ニ
 對シテ政府監督ノ下ニ之ヲ利用スルノ
 權利ヲ與ヘ又將來政府トハ協定
 ニ依リ新夕ニ事業地於無線電信
 所ヲ設クルノ權利ヲ與フル事ヲ規定
 ス 第三七條 火災保險ニハ火災ニ罹
 ル事少クモ列強ニテ附保ノ義務
 ナキ事トシ四條ノ際保険人ニテ利
 権者名義ニテ国立銀行ニ預入シ復
 興ニ使用シ得ル事ヲ定ム 第三八條

MT 1710372 358

二於テハ 行第ニ項トシテ利権期限
 最長ノ十年間ニ設備シタルモノニシテ
 償却未始ノ款ニ付テハ財産引渡
 後政府ヨリ利権者ニ對シテ之ヲ支拂
 半償却率ハ石造建物「タンク」鉄
 管三「パーセント」機械及設備七「パー
 セント」木造建物及解五「パーセント」
 第四三條 財産使用料ハ同期間
 ヲ通シ評價額ノ四「パーセント」ヲ毎年
 支拂フ事 第四七條トシテ「本契
 約」ニ對シテ日露協定ニ對シテ日露
 事ヲ規定セル付契約全部ハ

MT 1710372 359

1-1968

0229

第四八条トナル要スルニ前電竹報ノ
對策ヲ以テ最モ強硬ニ主張シタルニ
先方ハ特ニ之方勸問題及経済問題
ニ討シテハ最モ強硬ナル態度
ヲ続ケ廿八日ノ私的會合ニ於テ單ニ
利権料ニ於テ三万噸ヲ五万噸近
譲リタル外又買上ニ於テ十萬噸以上
ノ場合限リ割五分ト譲歩シタルノ外毫
末モ譲歩セサルヲ以テ三十日ノ最モ強
議ニ於テハ一方己々ヲ待ス右ニテ承諾ス
ル外ナキヲ覚悟シ東京ノ返電ヲ待
テワ、アリシ也 (続ク)

MT 1710372

360

1-1968

0230

電信課長

大臣

次官

11902 (日) 208 莫斯科科長
本省 着大正十四年一月三日台五
一月二日台七五五

件名	
綴込名	

次

門
類
項
號

亞細亞 歐米 通商 條約 人情 報事 會計 文書 對支文化

幣系外務大臣 田中大使

第五三三號(四) (三日台)

大正十四年三月廿八日 電報

一方大使ニ於テモ特ニ買上全慶ニ付
露路国外務省ニ強硬ニ要求シ居ラレ
タル一帯係モアリ 協議ノ結果 多少
ノ犧牲ヲ抑フモ買上全慶ニ對シテハ
斷乎平タル主張ヲナス事ニ決心ノ上最
終會議ニ臨ミタル先方ハ交換的
ニ利権料三万噸説ヲ主張シタルニ付

關係以右

MT 1710372 361

遂ニ之ヲ承諾スルノ已ムヲ得サルニ至リ
斯レテ逐條契約文ノ全部ヲ議シ
シタル後「パレピット」氏ハ交渉終結ニ對
シ祝辭ヲ求ヘ之ニ對シ本代表答弁
ヲ兼テ感想ト共ニ谢意ヲ表シ双方
握手ヲ交換シテ別ル時ニ三十日午後
十二時ナリ本代表菲才自ラ計ラズ
此大任務ヲ受ケタル以來如何ニシテ
北京系約ノ真髓ヲ貫徹シ細目
愼定ヲ遂ケ得ヘキカニ付日報苦心
慘憺真ニ寢食ヲおセサリト雖モ
由來會社經營ノ真ニ付テハ全々

MT 1710372 362

門外漢タルト共ニ法制経済ノ素養
 ナキヲ以テ随員諸君ノ熱心ナル援助
 アリシニ拘ハラス予期ニ及シ如上ノ如キ
 契約トナリ一モ半意ニ帰ラザルハサリレ
 ハ誠ニ惭愧ニ堪ヘサル処ナリ終リニ隨
 イ大使閣下ヲ初メ係僚館員諸
 君ニ個人的ニ本代表ニ同感セラレタ
 ルハ特ニ感謝ノ意ヲ表スル処ナリ
 (以下参考)
 所有権問題ニ対スル先方ノ意思ハ
 先日「ヨッフ」力言明シタル如ク必スレ
 モ一定ノ主義アルニ非サルヘキハ最近

MT 1710372 363

先方ヨリ提案シタル第三四條無線
 電信ノ条項中(一)無線電信所ノ引
 渡ニ係スル日露兩國政府間ノ協定
 密達云々ニ付是ルニ疑ノ余地アルニ
 ナルカ又若日前大使カ外務次官「ア
 ラロフ」ニ會見シタル際「ア」ノ言トシテ
 現存財産ニ対シテ「スターフ」ニ権利ア
 ルモノナレハ右権利ハ自然露國政府
 ノ所有トシテ之ノ引渡ニ係ル意思ニ付
 將來「ス」ノ処分ト政府間ノ交渉ニ
 係ル或ハ我方ニ有利ニ解決シ得ルヤナ
 リ難シ

MT 1710372 364

1-1968

0232

尚一平方露里選定権問題(付)大使
 ヨリ、交渉ト相俟ケ最最近當方ノ
 主張ヲ固持シタルモ先方モ同条項
 反対ノ主張ヲテ且如何ル地域ヲ具
 フルカトノ追究ニ対シ依然調査未定
 ナリトノ理由ニテ一切ノ言明ヲ避ケ強ヒ
 テ具体的取扱ヲ要求シタルニ却テ
 當方ニ甚タ不利ナル提案ヲ有シトノ
 形勢ナリシニ依リ當方ハ之ヲ拒絶シ
 将来日本政府ヨリノ抗議ノ余地ヲ
 存スル為ニハ地域ヲ多少ニテモ具体
 的トナシ置カン方有利ト考ヘ前段

MT 1710372 365

ノ如ク両者協定ノ上地域ヲ定ムル事ト
 シタル次第ナリ其他各条項ニ付曩
 ニ送附ノ先方提案ヲ改良シタル矣
 解カラサルモ之ヲ畧ス。

(終り)

MT 1710372 366

1-1968

0233

五
11913 暗 161

莫斯科護
本 省 着

大正十四年十二月三日午後八時五

幣 外 務 大 臣

田 中 大 使

交 渉 體 面
シ ン ン

天 皇 御 座
五三三ノ一及三 第五三三號ノ一四

(及地方必多分)

中 里 ヲリ 未 赴
前 電 一 通 一 昨 夜 契 約 之 全 部 ヲ 議 決 之 目 下
條 文 轉 日 理 中 十 日 先 方 一 部 合 之 有 リ 調 印
十 月 十 日 頃 一 見 込 事 就 其 迄 一 同 今 後 金 業
上 直 接 必 要 之 勞 働 法 規 火 災 保 險 事 務 方
午 續 尋 一 實 際 問 題 一 周 之 為 之 得 之 丈 一 當 局 着 手



MT 1710372 367

人 議 解 ヲ 遂 ゲ 之 上 調 印 后 可 成 連 歸 朝
予 定 十 日

議 決 條 文 一 中 重 要 之 点 迄 一 十 月 十 日 所
報 一 当 方 最 后 案 及 日 最 之 報 告 之 夕 一 先 方
提 出 契 約 原 案 考 照

第 一 條 第 一 項 一 附 帶 事 業 ヲ 加 フ 第 四 條
第 二 項 一 大 規 模 一 割 リ 不 用 ト ナ リ タ 之 賦
産 一 關 關 稅 輸 出 ヲ 加 フ 第 六 條 第 一 項
一 政 府 一 方 的 意 思 一 依 リ 契 約 締 結
一 無 効 一 意 思 一 依 リ 契 約 締 結
第 九 條 一 利 權 一 一 同 等 一

MT 1710372 368

1-1968

0234

12 箇

80	80
80	80
80	80
80	80
80	80
80	80

960.
960sqm

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、

一、一千平方露里、決定、兩者協定、行、
 二、加、第十條、第一項、前、試掘區域、廣
 三、九六〇、
 四、形狀、南北、東西、之比、
 五、更、之、一、區、劃、八、十、テ、ヤ、
 六、東西、南北、之比、短、形、十二、個、二、列、
 七、區、分、
 八、第十四條、於、之、利、權、意、
 九、試掘、見、込、依、り、採、掘、價、値、有、
 十、意、可、決、定、
 十一、
 十二、

MT 1710372

370

一、株式會社ヲ設立シ、本契約ノ權利義務
 二、讓渡、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、

MT 1710372

369

1-1968

0235

吉野
海軍
一〇〇〇〇

1190

晴 本者着大云十四年十月三日台四二〇

幣 外務大臣

田中大使

W. J. A.

第五三三號 (一三四)

採掘價值決定セハハ〇「テリヤケ」ニシテ
四〇「テリヤケ」ニシテ「云」方形ニ個ニ分ケテ
（結局九六〇「テリヤケ」ニシテ「試掘地」域
「市」松飛トス）政府ハ各「云」方形ヲ
北京条約ノ例ニ倣ヒ交互ニ割キ取り
得ルノ權利ヲ有ス 若シ利権者ノ出
典力 政府 銘正ニ入りシハ其典

MT 1710372 371

井ヲ含ム部分ヲ利権者ニ與フル事
第一八条 采掘利権料ハ三万噸迄
五% 一万噸ヲ増ス毎ニ二厘五毛ヲ
増シ四十三万噸ノ時一五%ニ達ス
噴出井ニ対シテハ一日ノ産額一〇噸迄
ノモノハ普通井一〇噸乃至五〇噸ノ
モノニ対シテハ一五% 六〇噸迄ニ
七〇噸迄ニ五% 八〇噸迄ニ三%
九〇噸迄ニ三% 一〇〇噸迄ニ四%
一〇〇噸以上ニ五% 「カソリン」プラント
ニ対シテハ「カソリン」ニ「カソリン」
迄ハ一〇% 末「カソリン」迄ハ一五%

MT 1710372 372

四「カロン」道ハ二〇% 五「カロン」道ハ二五%
 六「カロン」道ハ三〇% 六「カロン」以上ハ三五%
 % 利権料ハ一切全額トス 位級
 標準ハ「ボウメイ」ニ五度以下ノモノ
 ハ加州系油ニ依リニ五度以上ノモノハ
 「墨西哥」場ニ依リ何レモ山元
 位級トス 但し横濱市價及權た
 運賃力出未タル場合ハ横濱相場ヨリ
 運賃係原料ヲ差引タルモノニ依リ
 得
 第一九系買上ハ全部削降 第二
 系税金ハ單一税トシテ生産高ノ

MT 1710372 373

三・八五%ニ相当スル平均ノ代價ヲ又
 拂フ右代價ハ 輸出ハ第一九系ト同
 様 第一四系 第一項ニ道路軌道
 學道 製材所 試験室 「カロン」
 プラント「カロン」 第三〇系系系通リ
 ナルモ別ニ附屬文トシテ（政府ニ於テ
 醫回療設備ホク完了スル迄ハ醫回療
 衛生費ニ對スル四五%ノ掛金ヲ免
 除シ利権者カ政府ノ規定ニ從ヒテ
 該設備ヲナシ得ル率）ヲ取極台下

(読)

MT 1710372 374

1-1968

0237

お

118 (昭) 153 美斯科表
1934年11月30日 七三五

幣外務大臣 田中大使

第五三三號 (四)

第三一条 労働者雇傭ニ付テハ (a) 事
務員 技術員 及 高價値労働者ハ 五%
迄 (b) 中價値 平労働者ハ 二五% 迄
外国人ヲ使用シ得ル事 但 後理者
工場長 各部長 右ノ制限ヲ受ケ
不事 捕塩支部力 全部ヲ供給シ
得 不 時ハ 利権者ハ 不足 ありケ 任

MT 1710372 375

意ニ雇傭シ得ル事 捕塩支部力
供給シタル外国人ハ (a) (b) ノ 且 別ニ
系統ナキ事 非常ノ場合 起リタル
件ハ 任意ニ 技術者 及 労働者ヲ雇
傭シ得 労働者ノ 要求ハ 毎年 四月
一日 及 七月 十日 迄ニ 申出テ 労働者ノ
給料ハ 捕塩 条照 七日前ヨリ 支給シ
往後 運賃ハ 利権者 負担ノ 事
政府ノ 内意ニ 依リ 運賃 又ハ 他 港ノ
労働支部ニ 対シ 労働力ヲ 要求シ
得ル事 本条ノ 規定ハ 大正十五年 航
海 終期 迄 之ヲ 適用スル事 あり 規定ス

MT 1710372 376

1-1968

0238

於テハ新第二項トシテ利権期限
 最長ハ十年間ニ設備シタルモノニシテ
 償却亦同ノ額ニ付テハ財産引渡
 政府ヨリ利権者ニ対シテ之ヲ支拂
 半償却率ハ右造建物「タンク」鉄
 管三「パーセント」機械及設備七「パー
 セント」木造建物及解五「パーセント」
 第四三系財産使用料ハ同期間
 ヲ通シ評價額ノ四「パーセント」ヲ毎年
 支拂フ事 第四七系トシテ「本契
 約」効力日「契約調印」日トスル
 率「規定」セル「付」契約全部ハ

MT

1710372

378

三四系無線電信ニハ「オハ」「イヤイ
 ノ無線電信」引渡ニ係スル日「路」兩
 府間ノ協定終ル迄ハ利権者ニ
 對シテ政府監督ノ下ニ之ヲ利用スル
 権利ヲ與ヘ又將來政府トハ協定
 ニ依リ新タニ事業地ヲ無線電信
 所ヲ設クルノ権利ヲ與フル事ヲ規定
 ス 第三七系火災保險ニハ火災ニ罹
 ル事少クテモノヲ列挙シテ附保ノ義務
 ナキ事トシ四惟災ノ際保険人至リ利
 権者名義ニテ国立銀行ニ預入シ後
 興ニ使用ノ性ル事ヲ之ニ 第三八系

MT

1710372

377

1-1968

0239

第四八条トナル要スルニ前宅竹教ノ
 對策ヲ以テ最モ強硬ニ主張シタルニ
 先方ハ特ニ之カ働問題及経済問題
 題ニ討シテハ最モ強硬トシ態度
 ヲ続ケ廿八日ノ私的會合ニ於テ早ニ
 利権料ニ於テ三万噸ヲ五万噸近
 譲リタル外又買上ニ於テ十萬噸以上
 ノ場合限リ割五分ト譲歩シタルノ外毫
 末モ譲歩ヒサルヲ以テ三十日ノ最モ強
 議ニ於テハ一方己キヲ得ス右ニテ承諾ス
 ルノ外ナキヲ覚悟シ東京ノ返答ヲ待
 ケワアリシ也 (続ク)

MT 171037Z

379

1-1968

0240

右
11902

(晴) 208 莫斯科支

着大云十四年十月五日

幣系外務大臣 田中大使

海軍部

海軍部

第五三三號(四)

一方大使ニ於テモ特ニ買上合度ニ付

露路国外務省ニ強硬ニ要求シ吾等

タル一帯保モアリ惣議ノ結果多ク

犠牲ヲ抑フモ買上合度ニ付シテハ

断乎タル主張ヲテス奉ニ快心ノ上最

終身議ニ臨ミタル先方ハ交換的

ニ利権料三万噸説ヲ主張シタルニ付

MT 1710372 380

遂ニ之ヲ承諾スルノ己ムヲ得サルニ至リ
斯レテ逐條契約文ノ全部ヲ議ル
ニタル後「バグレビ」トク氏ハ交渉終結ニ對
シ祝辭ヲ述ヘ之ニ對シ本代表答弁
ヲ兼テ感想ト共ニ謝意ヲ表シ双方
握手ヲ交換シテ別ル時ニ三十日午後
十二時ナリ本代表菲才自ラ計ラズ
此大任務ヲ受ケタル以來如何ニシテ
北京条約ノ真髓ヲ貫徹シ細目
愼定ヲ逐ケ得ヘキカニ付日叔苦心
傍燒真ニ寢食ヲおセサリト強ク
由來令社経営ノ長ニ付テハ人王カ

MTI 1710372 381

1-1968

0241

門外漢タルト共ニ法制経済ノ素養
 ナキヲ以テ随員諸君ノ熱心ナル援助
 アリシニ拍ハラス予期ニ及シ如上ノ如キ
 契約トナリ一モ半意ニ帰ラ能ハサリレ
 ハ誠ニ惭愧ニ堪ヘサル処ナリ終リニ
 大使閣下ヲ初メ關係館員諸
 君ニ個人的ニ本代表ニ同感セラレタ
 ルハ特ニ感謝ノ意ヲ表スル処ナリ
 (以下省略)

MT 1710372 382

先方ヨリ提案シタル第三四條無線
 電信ノ条項中(一)並線電信所ノ引
 渡ニ係スル日露兩國政府間ノ協定
 書迄云々ニ付是ルモ疑ノ余地アル
 ナルカ又若日前大使カ外務次官「ア
 ラロフ」ニ等見シタル際「ア」ノ言トシテ
 現存財産対シテ「スタ」フ「モ」権利ア
 ルモノトシテハ右権利ハ自然露國政府
 ノ所有トシタル事ト述ベタル意思ニ付
 將來「ス」ノ処分ト政府間ノ交渉ニ
 係ルハ我方ニ有利ニ解決シ得ルヤ計
 リ難シ

MT 1710372 383

1-1968

0242

尚一平方露路里選定権問題(付)は、
 ヨリ、交渉ト相俟テ最收迄(當方)
 主張ヲ固持シタルモ先方モ同条件
 反對ノ主張ヲシ且如何ナル地域ヲ與
 へルカト追究ニ對シ依然調査未定
 ナリト理由ニテ一切言明ヲ避ケ強ヒ
 テ具體的取扱ヲ要求シタルニ却テ
 當方ニ甚ク不利ナル提案ヲ為シトシ
 形勢カ下リシニ依リ當方ハ之ヲ拒絶シ
 將來日本政府ヨリ抗議ノ余地ヲ
 存スル爲ニハ地域ヲ多少ニテモ具體
 的トナシ置カ一方有利ト考へ前段

MT 1710372 384

ノ如ク両者恨定、土地地域ヲ之ニ對シ
 一ツル次第ナリ其他各条件ニ付最
 ニ送附ノ先方提案ノ改良ニタル矣
 解カラサルモ之ヲ思ハス。

(終り)

MT 1710372 385

七
七
七

極秘

全方
初

敬請
注意

本會提出ノ利權契約事項ニ付テ

甲
乙
丙
丁
戊
己
庚
辛
壬
癸

第一 契約期限
差支ナシ

第二 事業ノ目的

一 附帯事業ノ範圍ニ付テハ議定書(乙)第六號ニ於テ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ採伐シ且交通並物資及生産物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スコトヲ得ル旨定メラレアルニ過キス
シテ(イ)(ロ)(ハ)ニ掲ケタル事業ハ大部分右範圍ヲ超ユルノ觀アリ從テ露國側ヨリ獨立シタル利權トシテ要求アルヤモ計ラレヌ尙又利權ヲ許與シタル從來ノ實例ニ顧ミルトキハ或ハ事業ノ開始期並ニ施設方法等ヲ定ムル必要到來スルヤモ計リ難ク然リ

外務省

MT 1710372 386

トスレハ此際我方ヨリ必要ノ範圍ヲ超越シ企業ノ利權ヲ得ルコトハ得策ナリヤ疑問ナリ(イ)ニ付テハ差支ナカルヘシ

第三 地域

一 方形地區ハ廣キヲ可トスヘキモ場合ニヨリテハ北京會議ノ際ニ於ケル海軍ノ原案通り二十「デシヤチン」位ト定ムルモ差支ナカルヘシ
二 露國側ニ編入サルヘキ已開油田ノ採掘調査ノ件ハ出來得ルニ於テハ好都合ナルヘキモ或ハ合辦等ノ形式ニヨラサレハ成立困難ナルヘシ
三 露國ノ未開油田ニ關シテハ條約上利權契約締結後一ケ年内ニ選定セラルヘキモノト定メラレアリ又實際調査ヲ完了セスシテ直

外務省

MT 1710372 387

1-1968

0244

ニ地域ヲ指定スルハ不利益ナリ尙(三)ノ末段ニ來年十月迄ニ露國
官憲ニ於テ試掘區域ヲ決定スル如ク掲ケアルモ議定書(乙)第
二號ニ於テ「一ケ年内ニ選定セラルヘキ云々」トアル選定ハ日
本側ニテ之ヲ爲ス趣旨ニテ條文ヲ作成セルモノナリ又(四)油田ニ
編入スヘキ地域ニ關シテハ露國側ト折半スル必要アルヲ忘ルヘ
カラス

(已 號用紙)

外務省

MT 1710372

388

第四、會社ノ義務

一 保證金ハ其ノ必要ナシト解スヘキニヨリ本件ハ我方ヨリ申出テ
サルヲ可トスヘシ

ニ 投資及設備義務ニ付テハ利權契約ノ實例ニ願ミ各種ノ條件ヲ課
セラルル場合多カルヘク從テ「尠クトモ」云々ノ形式ニテ我方
ヨリ進ンテ申出ツルコト得策ナラサルヘシ

三 報償

(四) 自噴油井ナルヤ否ヤハ性質上ヨリ區別スヘク出油ノ分量ニヨ
リテ定マルヘキニアラサルヘシ

(五) ハ差支ナカルヘキモ(六)ハ規定ノ趣旨明ナラス

四 租税

外務省

MT 1710372

389

1-1968

0245

(已 號用紙)

租税ニ關シテハ各個ノ税目ニツキ規定スルコトハ列舉セル以外ノ諸税ハ之ヲ課セサルコトトスル旨ヲ併定スル場合ニモ猶後日問題ヲ惹起スル懸念アリ故ニ生産額ノ何「パーセント」カヲ總括的ニ納附スルコトニ取極ムルコト或ハ得策ナルヘシ猶止ムヲ得サル場合課税ハ同種ノ國營企業ニ準シテ取扱ハシムルコトトスルモ一策ナルヘシ

右ハ兎ニ角本案所載各租税ニ付研究スルニ(イ)礦産税(ロ)附加税ハ「ロイヤルティー」中ニ含マルヘキモノナルニ付之ヲ我方ヨリ納附スルノ要ナシトノ見解ノ下ニ我方ヨリ進^{本税ニシテ}申出^ルルコト得策ナルヘシ

(ハ)證券印紙税中所謂單純印紙税ハ私人ノ官廳ニ對スル願書及官

外務省

390

MT 1710372

(已 號用紙)

廳ノ私人ノ爲ニ發給スル證明書類等ニ對シ課セラルルモノニシテ比例印紙税ハ私人相互間及私人ト官廳及國營企業トノ間ニ於ケル財産上ノ取引ニ關スル書類ニ對シ課セラルルモノトス而シテ本件ニ付テハ北京交渉中「カラハン」ニ於テ企業ニ最モ重要ナル關係ヲ有スル關稅ハ之カ免除ヲ認ムヘキモノソレ以外ノ課稅例ヘハ願書ニ附スヘキ收入印紙又ハ訴訟用收入印紙ノ如キハ其ノ額ハ小ナルモ主義上ノ問題トシテ之カ免除ヲ認ムルヲ得ス云々ト云ヒ居レルニ鑑ミ本印紙税ノ如キハ之ヲ免除セシムルコト甚タ困難ナルヘシ

(ニ)企業ニ對スル諸税及企業上必要ナル物件並企業ノ生産物ニ對スル租税ニ付テハ輸出入税議定書(二)第七號末段ニ定ムル企

外務省

391

MT 1710372

1-1968

0246

(已 號用紙)

業ノ収益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルモノナルコトヲ理由
トスル以外免除又減額ヲ要求スルノ基礎薄弱ナリ殊ニ油田事業
ニ直接關係ナキ事業ニ就テハ猶更ナリ

(附)關稅企業ニ直接必要ナルモノ以外ノ品物ニシテ禁制品ニ該當
スルニ於テハ此カ輸入乃至關稅免除ハ困難ナルヘシ

(四)企業上間接ニ必要ナル物件物資ニ付テハ議定書ニモ何等定メ
ナク本項ハ新ナル要求ナルヲ以テ目的ヲ達シ得ルヤ否ヤハ甚々
疑問ナリ

英公課及納附金

(六)土地、水面ノ使用等ニ關シテハ企業上必要ナル範圍ニ限定セ
ラルヘク又無料使用ヲ認メシムル限度ハ甚々小ナルヘシ

外務省

MT 1710372 392

第ニ會社ノ特權

二及三従業員ノ出入及必要物品ノ輸出入手續ヲ簡單ニスルコトハ議
定書(乙)第八號ヲ根據トシ之ヲ提議シ得ヘシ

英企業附帶ノ權利

前述ノ如ク議定書(乙)第六號附帶施設ノ規定ハ廣汎ナル範圍ニ亘
リ居ラサルモノナルニ付本件要求ハ實際上必要ナルモノニ限定スル
ノ必要アリ

(二)無線電信ニ付テハ作業繼續ニ關スル交換公文第四號ノ趣旨ニ從
ヒ決定セラルヘキモノナリ

(六)防火線ノ設置ニ關シテハ實際上必要ナル範圍ヲ具体的ニ指定ス
ルノ必要アルヘシ

(已 號用紙)

外務省

MT 1710372 393

1-1968

0247

(已 號用紙)

尙(イ)ヨリ(ニ)至ル迄ノ事項ニ就キ使用スル土地ハ實際上必要ナル範圍ニ限定スル必要アルヘク且其無斷使用ヲ認メシメ得ヘキ範圍ハ限定セラルヘシ

(ウ)築港ニ付七ヶ所ノ地點ヲ掲ケアル處實際必要ニシテ且築港ノ見込アル場所ノミニ限ルヲ得策トスヘシ

(エ)海岸貿易ニ關シテハ企業ノ爲必要ナル程度ニ止ムヘキモノナルヘシ

(オ)附帶事業ニ付キテハ前述ノ通り

六 其ノ他ノ事項

(イ)權利地域ノ保障 (ニ)ハ當然ノ事ニシテ新ニ持チ出ス必要ナカルヘシ

外務省

MT 1710372 394

(已 號用紙)

(イ)契約ノ無條件更新ヲ認メシムルコトハ甚タ困難ナルヘク又利權ノ實例ヲ見ルニ期限滿了後設備ヲ勞農政府ニ無償ニテ引渡スコトニ定メラレタル場合多キニ付契約期間滿了ノ際設備ヲ政府ニ附屬セシメサル様約束ヲ取附クルコトハ困難ナルヘシ故ニ設備ヲ撤回還送スル利益ハ之ヲ具体的ニ計量シ若シ先方ニテ飽ク迄期限滿了ニ附^降スル無償引渡ヲ要求スル場合ニハ先方ノ希望ヲ容レ之ト交換的ニ他ノ條件ヲ我方ノ有利ニ解結スルコト結局得策ナルコトアリ得ヘシ

(ニ)契約破棄ニ關スル件ハ契約ノ本質ト合致セス不法ノ要求ト認メラルルニ依リ始メヨリスル要求ヲ提出セサルヲ可トスヘシ

(ウ)所載諸營業ハ利權經營ト直接ノ關係ナクシカモスル營業ニツキ

外務省

MT 1710372 395

1-1968

0248

許可スルコトヲ豫メ義務的ニ約束セシムルコトハ到底不可能ナルヘシ故ニ斯ル營業經營ヲ願出ツル場合ハ之ニ對シ好意ノ考慮ヲ加ヘラレタキ旨要求スル程度ニ止ムヘキモノナルヘシ

ハ郵便ニ關シテハ兩國郵政廳間ノ問題ナルヲ以テ豫メ我遞信省ニ願出置クヘキモノナリ

(ト) 勞働法等ニ關スル件

議定書所載ノ油田炭田ニ就キ利權トシテ日本當業者ニ許與スヘキコトハ勞農政府ノ負擔スル條約上ノ義務ナルモ利權契約ノ當事者ハ勞農政府ト我當業者タルコト議定書ニ明記セラレアルノミナラス議定書中^{有リ}部分ニ於テモ本件利權カ普通利權以上ニ優越スルヲ認メタル規定ナキヲ以テ本件利權契約カ議定書所載

(巳號用紙)

外務省

MT 1710372 396

ノ範圍以外ニ露國々内法ノ規定ヲ超越シ得ヘシトナス本質的根據ナシ然リトスレハ利權ニ關スル露國々内法即利權法ニ明定シアル勞働法令遵守ノ義務ノ除外ニ付正面ヨリ先方ニ申出ツルコトハ不得策ナルニヨリ勞働法ノ適用問題ニ關シテハ議定書(乙)第七號末段企業ノ収益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ制限云々ノ規定ヲ楯トシ先方^等トメ懇談ヲ遂ケ以テ成ルヘク我方ノ有利ニ解決スル様試ムルヲ得策トスヘシ

但本案所載ノ事項ヲ概覽スルニ雇傭ニ付テハ最近國家機關ノ仲介ヲ經ルコトヲ必要トセサルコトトナレリ又露國法令上利權事業ニ使用スル勞働者ノ國籍ニ付制限シタルモノアルヲ聞カス但成ルヘク多ク露國人ヲ使用セシメムトスル傾向ハ利權契約ノ實

(巳號用紙)

外務省

MT 1710372 397

例ニヨリ看取セラルル處ナリ

ニ日本ニ於テ日本ノ慣習ニヨリ傭入ルルコト可能ナルヘキモ其ノ勞働條件ハ露國勞働者ヨリモ悪シカルヘカラサルノ制限ハ受クルニ至ルヘキカ

ニ露國勞働者ヲ露國勞働法ノ適用ヨリ除外スルコトハ一層困難ナルヘシ

四 第一 雇傭ニ付テハ露國官憲ノ仲介ヲ要セス

第二 團體契約ハ勞働法上常ニ必ス存在スルヲ要スルモノニ非スト解ス但シ露國人ヲ多數使用セサルヘカラサルニ於テハ之カ締結ヲ避ケ得サルヘシ

第三 勞働契約

(已 號 用 紙)

外 務 省

MT 1710372

398

(已 號 用 紙)

團體契約ノ存在スル限り之カ違反ニ對スル制限ヲ免ルヘキニアラス契約期間ハ勞働法第三十四條(イ)項ニ基キ例ヘハ二ケ年間ノ豫定計畫ヲ定メ且之カ定年ニ必要ナル期間トシテ二ケ年ノ契約期間ヲ定ムルコト可能ナルニアラスヤト思考ス
勞働者試験ノ制度ハ雇傭主ノ利益ノ爲設ケラレタル規定ナルニヨリ其ノ試験ノ結果ノ届出ヲ拒否スヘキ根據薄弱ナリ
評價及爭議委員會ハ勞働者及企業者ヨリ各平等ノ割合ヲ以テ出ス代表者ニヨリ組織セラルルモノニシテ必スシモ雇傭主ニ不公平ナルモノニアラス
職業組合ノ勞働契約取消權ハ絶對的ノ效力ナク企業者ニ於テ之ヲ承諾セサルトキハ爭議解決手續ニヨリ解決スヘキモノトセラレタ

外 務 省

MT 1710372

399

1-1968

0250

(已 號用紙)

ルニヨリ右取消權ノ否認ヲ要スル根據薄弱ナリ之ヲ否認シタレハ
トテ爭議アラハ結局正規ノ解決法ニヨラサルヘカラスアルヘシ
第^四内部管理規則第六、勞銀第七保障及賠償第八、勞働時間第九
休暇第十勞働ノ保護第十一、職業組合及其機關第十二、社會保險
其ノ他ノ事項ニ關シテモ正面ヨリ之ヲ要求スルコト得策ナリヤハ
疑問ニシテ議定書(乙)第七號末段ノ規定ヲ根據トシテ懇談スル
ヲ可トスヘシ

(丙)行政費ニ關スル件ハ之ヲ免除セシムルコト困難ナルヘシ

第^六雜事項中^一方形地區ニ關スル件ノ項境界標ハ双方立會ノ上之ヲ
設置シ其費用ハ折半シテ兩者負擔スルコト公平ナルヘシ

外務省

MT 171037Z

400

1-1968

0251

要再回 特使 至急 機密

文書課長 公文信案 大正拾四年拾貳月四日 發送濟 淨書 起草大正十四年 月 日 附 附屬書 通

(甲號用紙) 6

公文信案	主 歐米心長 管 機密第一號 大正十四年拾貳月四日 發送濟	受信 北原 吉道 道成 人名	發信 高田 政吉 人名	件名 歐米心長 送付件	綴 込 名 文部省
------	--	-------------------	----------------	----------------	--------------

MT 1710372 402

要再回 特使 至急 機密

文書課長 公文信案 大正拾四年拾貳月四日 發送濟 淨書 起草大正十四年 月 日 附 附屬書 通

(甲號用紙) 5

公文信案	主 歐米心長 管 機密第一號 大正十四年拾貳月四日 發送濟	受信 北原 吉道 道成 人名	發信 高田 政吉 人名	件名 歐米心長 送付件	綴 込 名 文部省
------	--	-------------------	----------------	----------------	--------------

MT 1710372 401

1-1968

0252

機密

至急

特使

要書

文書課長

文書課發送

大正十四年七月四日

發送済

押書

正校原稿

押書

(甲號用紙)

主 管 歐米局長
主 任 緊高第課
受 信 池田海軍省軍務局長
受 信 三井高志者鑛山局長
發 信 人名 野村胡堂
日 附 大正十四年七月四日
附 属 書 通

件 名 莫明河河探交
名 込 綴 支隊

三月四日莫明河河探交書付附原野村胡堂氏
一書初稿探交河探交、進送不

公 信 案 別紙同申方改書宛 五三三二一四 四日 野村胡堂氏
外 務 省

支 揚

今年總產額	4年産額	3年産額	2年産額	1年産額	10萬噸	20萬噸	30萬噸	40萬噸	45萬噸	50萬噸
15	15	15	15	15	625	875	1125	1375	145	15
100000	100000	100000	100000	100000	62500	87500	112500	137500	14500	15000
15	15	15	15	15	675	925	1175	1425	15	15
100000	100000	100000	100000	100000	67500	92500	117500	142500	15000	15000
30	30	30	30	30	5	5	5	5	5	5
150000	150000	150000	150000	150000	5000	5000	5000	5000	5000	5000

歐米局長

緊高第課

美海軍省十三行

MT 1710372

406

MT 1710372

405

1-1968

0254

海軍 昭和十三年算出

次頁本側を賣つ時價格を噸當り千円千銭として又、ホメ千度油、加山山元
原油を、バレル當り千円千銭、約千円千銭、約千円千銭、約千円千銭、約千円千銭、
九弗(今四土市内外)トスレハ噸當り(二噸六五五バレル)約千円千銭、約千円千銭、
俣来松子樺太ヨリ産出見込アル教員タル九萬噸、十萬噸、及千萬噸、各場
合於ルハ甲案を賣上ナキ場合ハ甲案を賣上ナリレ場合ハ乙案を
依ル場合於テ爾會社側ノ賣上收入ノ如クナル

年産額	甲案依リ一割五分ノ買上ナリレ場合ノ收入 32,345,000 - 2,146,250 = 30,198,750	甲案を賣上ナリレ場合ノ收入 32,345,000 - 2,146,250 = 30,198,750	乙案依リ一割五分ノ買上ナリレ場合ノ收入 32,345,000 - 2,146,250 = 30,198,750
五万噸	1,562,500円	1,562,500円	1,562,500円
十方噸	3,125,000円	3,125,000円	3,125,000円
二十方噸	6,250,000円	6,250,000円	6,250,000円

前表行テ見ルニ甲案を賣上ナリレ場合比シテ乙案を賣上ル收入減僅ニ〇.三%
内外過サルトモ甲案を賣上ナリレ場合比シテ乙案を賣上ル收入減僅ニ〇.三%
九%ノ收入減ヲ見ルニ左ニ乙案ヲ基準トセル收入増減額ヲ示ス

MT 1710372 407

海軍 昭和十三年算出

年産額	甲案を賣上ナリレ場合ノ收入 32,345,000 - 2,146,250 = 30,198,750	甲案を賣上ナリレ場合ノ收入 32,345,000 - 2,146,250 = 30,198,750
五万噸	1,562,500円	1,562,500円
十方噸	3,125,000円	3,125,000円
二十方噸	6,250,000円	6,250,000円

買上價格之ヲ核定シテ定トスルニ露西側カ噸行ニ同ク錢ノ代價ヲ支拂
フニキ事ハ到底信セラレス結局報償油ノ代價ト左トスルカ又ハ夫近キモノヲ西支
スルハ明カナリ カルガ故買上價格ヲ高クスルハ前記ノ如キ損失ヲレトシテハ埋用
ナラス 又買上ノ事實之ヲ実行スル事ナカルニレトシテ先方ノ言ハスニ信
用スルカラス 油ヲ安ク買上スル事ヲ得之ヲ買上テ商賣ヲナスモノト覺悟セ
サルハカラス

以上甲乙兩案ヲ比較スルニ單ニ收入ノ異ヨリニ考察スルニ年産額十方噸以上ト
尤時ニ乙案ヲ以テ利益トスルハ明ナリ

MT 1710372 408

1-1968

0255

電信課長

大臣

次官

亞細亞

歐米

通商

條約

人情

報事

會計

會社

文書

對支文化

項號

送付

岡田友

件名	
綴込名	

12.14 (晴) 92 莫斯科券
本省 着大正十四年十一月五日右六二

幣帛外務大臣 田中大使

第五四一號(四日收)

大正十四年十一月廿八日記簿係受

409

往電第五二七號ニ係シ
石田久奥村係係石炭利権
既ニ契約条文ノ整理ヲ了セリ
七日假調印ヲテ八月ノ人民委員
會議ノ議決ヲ經タル上九日又ハ十日
正式調印ヲナス一ノ日附ハ右調印
日トナス答

MT 1710372

然ルニ塚本係係ニ付テハ既電ノ通
技術者會議ニ於テ「コスチナ」地域
ノ許與ス一ノ只其広カニ係シ塚本
ハニ銘区(四十百方露運)先方ハ一
銘区ヲ主張シ結局先方ヨリ追テ
確答スル事トナリ遷延シ事レカ本
日塚本ハ突然「カレウケ」ヨリ三日ノ
利権本部委員會ニ於テ希約ニ
基テ石炭利権トシテハ既ニ充方ノ
地域ノ許與セルノ故ヲ以テ塚本ニハ
別ニ地域ノ許與セザル事ニ決議
セラレ「ガ」トシテハ遺憾ナカラキ以上

MT 1710372

410

1-1968

0256

各カノ余ナレト、換抄ニ接シタル趣
アリ右ニ付テハ本使ヨリ外務部ニ対
シテ懇切ヲ試ムルニ無条件ニテ前記
決議ヲ西復ニサレタル事ハ甚ク困難
ナレト又北京議定書及政府ノ
推薦ヲ省トシ強硬ニ交渉スルハ折
角本立セル契約ニ累ヲ及ホス虞
アリ就テハ如何ニ措置スルニヤ為急
至急 回電アリタル

(終)

MT 171037Z

411

1-1968

0257

電信課長

大臣

次官

格

亞細亞

歐米

通商

條約

人情

人事

會計

文書

對支文化

門類項號

關係次友

件名	
綴込名	

政一

12010 (B) 本省 着大云十四年十二月五日 右六。

幣帛外務大臣

田中大使

大正十四年三月廿八日 約館に接受

第五四二號 (四日台)

中里 引未延

祝毛 對一 目代リ 深甚ノ 谢意

ヲ表ス

其收ノ 条文 終云 委員 会ニ 於テ 多ク
少ノ 誤解 曲折 アリシモ 本四日 才以テ
帛滿 止 解決 見タリ 云式 調印ハ
十日 頃ノ 予定 アリ

MT

1710372

412

尚 米 毛 作 業 開 始 ノ 件 ニ 付 既 ニ 効
力 發 生 ノ 日 即 チ 契 約 調 印 ノ 日 ヲ リ
快 定 圖 面 裁 方 銘 区 内 ニ 於 テ ハ
自 由 ニ 操 採 ニ 着 手 スル ヲ 得 ル 事 ニ
リ オ レ リ

尚 又 糸 抽 ノ 值 較 ハ 「ホーメー」 ニ 十 五
度 以 下 ノ モ ノ ハ 加 州 山 元 值 較 ニ 十
五 度 以 下 ノ モ ノ ハ 墨 西 哥 灣 相 場 即
チ 米 國 南 部 ノ 山 元 值 較 ナ 標 準 ト シ
石 抽 雜 誌 「ナレヨ」 ト ル ペ ト ロ リ ユ ム ニ ユー ス
ニ 表 示 セ ル 值 較 表 ニ 依 ル 事 ニ テ リ
各 各 リ 有 意 (統 一)

MT

1710372

413

1-1968

0258

要再回

速達

機密

3

公文書案	別紙用中大使館書 542 字官清書上清紙 訂正 訂正	在件一同元十二月廿日 在件一同元十二月廿日	件名 石神杉橋交際 同元件	受信人 北原 進 道 茂	主任 大正十四年 七月 七日	主 機密 第五十九號	文書課發送
				發信人 藤田 政 米 局長	綴 藤田 政 米 局長	正校(原稿) 淨書 附屬書 通	大正十四年 七月 七日

MT 17103/2

414

1-1968

0259

12/13 (晴) 莫斯科
本省着大正十四年十二月五日店共

幣外務大臣 田中大使奉

第五四二號

中里ヨ末延へ在商
西視毛ニ対し一月代リ深甚ノ谢意
ヲ表ス

其由リ系文終云云委員人会ニ於テ多
少ノ波瀾曲折アリシモ本日ヲ以テ
事満止解決ヲ見タリ云々調印ハ
十日頃ノ予定ナリ云々

415

MT 1710372

一七交回(一) 就(一)

尚半毛作業開始ノ件ニ付既ニ効
力發生ノ日即チ契約調印ノ日ヨリ
決定圖面裁方銘正内ニ於テハ
自由ニ振採ニ着キスルヲ得ル事ニテ

416

高(三) 糸油ノ値段ハ「ホーマー」ニ十五
度以下ノモノハ加州油山元値段ニ十
五度以下ノモノハ墨西哥相場即
チ米國南部ノ山元値段ヲ標準トシ
石油雜誌「ナレコ」ト「トロリ」ニエース
・表ニ依リ値表ニ依ル事ヲ示シ
管(一) 有(一) 統(一)

MT 1710372

1-1968

0260

電信課長 藤井

大臣

次官 傷

幣原外務大臣

田中大使

12199 (暗) 58

莫斯利發
奉 着 着

大正十四年十二月九日 石一四〇

件名
綴込名

改一

門
類
項
號

亞細亞 歐米 通商 條約 人情 報事 會計 文書 對支文化

12199

中里ヨリ末延ハ

末ル十六日 稲石、熊川、小西帶同去發歸朝、

途ニ就ク豫定、山田、春藤、中、新井及高森ハ残

務整理又ハ「バンク」油田視察ヲ爲シ本月中旬去發

セシ、尚契約四十八條ニ依リ当分ノ間代理人ヲ残留セシム

ル必要アルヲ以テ新井ハ會社成立ノ頃迄当地置ク事

トセリ、又北辰會従業員及労働者ノ現地ニ在ル者ノ

始末ニ就テハ新利権者北「サガレン」石油企業組合

大正十四年十二月廿八日 記録係 藤井

MT

1710372

417

ノ名ニ於テ引續キ使用スル事トシ大使ヨリ(当地)外務省ニ交渉
外務省ヨリ地方官憲ニ訓令セラル、答ナレバ貴方ヨリモ
現地ニ打シ可然通知有度シ

MT

1710372

418

1-1968

0261

要再回

機密

5

公文案	大正十四年七月拾日 大正十四年七月拾日 大正十四年七月拾日 大正十四年七月拾日	文書課發送 大正十四年七月拾日 發送済	文書課長 大正十四年七月拾日 接受	主 歐米局長 大正十四年七月拾日 起草大正十四年七月九日 正校(原稿) 淨書(淨書)	機密 第六五號 大正十四年七月拾日 附屬書 通	件名 歐米局長 大正十四年七月拾日 發送済	人名 池田海軍省軍務局長 三井高正 長官 大正十四年七月拾日 發送済	綴 大正十四年七月拾日 發送済	人名 大正十四年七月拾日 發送済	要再回 大正十四年七月拾日 發送済
		公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済	公文案 大正十四年七月拾日 發送済

MT 1710372 419

1-1968

0262

五 12199 (暗) 58 莫斯利發

大正十四年十二月九日 日本

幣原外務大臣宛

田中大使宛

龍運

中里ヨリ

延ハ使節ヲ請フ

東ノ十日

稲石

隈川

十二月十日

途ニ就ク豫定 山田者藤、中、新井及高森ハ残務整理又ハ「バク」油田視察ヲ爲シ本月中旬出發セシム尚契約四十八條依リ当分ノ間代理人ヲ残留セシムル必要アルヲ以テ新井ハ會社成立ノ頃迄当地置ク事トセリ又北辰會徒黨員及労働者ノ現地ニ在ル者ノ始末ニ就テハ新利権者北「サガレン」石油企業組合

ノ名ニ於テ引續キ使用スル事トシ大使ヨリ(当地)外務省ニ交渉シ外務省ヨリ地方官憲ニ訓令セラル、答ナレバ貴方ヨリモ現地ニ打シ可然通知有様也

為寄封、請フ

MT 1710372

421

MT 1710372

420

1-1968

0263

機密

要再回

手記 6

文書課長 文書課

文書課發送

大正十四年十一月十日 發送濟

淨書

正校(原稿)

附屬書

別紙 79

(甲號用紙)

主 管 歐米局長

主 任 歐米局長

大正十四年十一月十日

機密 第六四六號

大正十四年十一月十日

附屬書 通

受信 田方部長 田保部工官

發信 田保部工官

件名 歐米局長 田保部工官

名 込 級

十一月三十日 十二月十日 歐米局長 田保部工官

北極 田保部工官

外務省

MT 1710372 422

(乙號用紙) 圓納

別紙 田保部工官

田保部工官

別紙 田保部工官

外務省

MT 1710372 423

1-1968

0264

電信課長

件名

綴込名

大臣
次官

12463 (晴) 79 莫斯科
本省 着大正十四年丁二月十五日台一、二五

幣帛外務大臣 田中大使

大正十四年正月廿八日記録係接受

門類
項目
號

亞細亞 通商 條約 人情 報事 會計 文書 對支文化

關係
支那

第五五九號(丁四日台)
中里ヨリ来延
本十四日午後四時半云式調印ヲ
了ス然ルニ豫テ鉦山職業組合本
部ヨリ當方ニ討ニ利権契約調印
收直ニ団体契約ノ主義的事項ヲ
協定スル事ヲ要求シ居ルニ付一昨
十二日同本部ニ出頭シ現在何才

424

MT 1710372

、設備エトク、問家ニ居ラサルニ付
相当ノ猶予ヲ要求セシ、結局明
年三月一杯ニ日本ヨリ當地迄委員
ヲ派遣スルカ又、先方委員ヲ「哈府」
迄派遣シテ同地ニテ団体契約ノ交
渉ヲ開始スル事トシ且、交渉地ノ選
擇ハ、當方ニアル事ニ諒解ヲ得ルモ
最低賃金ノハ是非共ニ降格定
スルヲ要スト主張シ居ルヲ以テ、山田
中、前村及小西ハ、暫ク止メ置キ
先以テ右様之ニ當ラシメ、余ハ、福石
隈川及高橋ト十六日當地着、

425

MT 1710372

1-1968

0265

PHOTOGRAPHY
FINDA DOME

予定。
尚「オム」貯抽量ハ調印迄ツカト
名板ノカトヲ区分シ置クヲ要スル
ニ付印承知置ヲ請フ。

MT 1710372

426

1-1968

0266

由平三
市近八

12463
79
莫斯科
本省着大
四年十二月十五日
田中大使

幣帛外務大臣

第五五九號

中里ヨリ書延
本十四日午後四時半正式調印ヲ
了ス然ルニ豫テ鉦山職業組合本
部ヨリ當方ニ對シ利権契約調印
後直ニ団体契約ノ主義的事項ヲ
協定スル事ヲ要求シ居レルニ付一昨
十二日同本部ニ出頭シ現在何カ

ノ設備ニテノ問題家ニ居ラサルニ付
相當ノ額ヲ要求セシ之結局明
年三月一杯ニ日本ヨリ當地近ニ委員
ヲ派遣スルカ又ハ先方委員ヲ「哈府」
近ニ派遣シテ同地ニテ団体契約ノ交
渉ヲ開始スル事トシ且交渉地ノ選
擇ハ當方ニアル事ニ諒解ヲ得ルニ
最低賃金ノハ是非共ニ降格定
スルヲ要スト主張シ居ルヲ以テ山田
中・前橋及小西ハ暫ク止メ置キ
先以テ右協定ニ當ラシメ余ハ福石
隈川及高橋ト十六日當地赴

MT 1710372

428

MT 1710372

427

1-1968

0267

印定。
尚「オハ」野田屋ハ調印迄ノカト
帛帳ノカトヲ区カシ置クヲ要スル
ニ付承知置テ請フ。

MT 1710372

429

1-1968

0268

電信案

外務省

先方提案ノ聽取ニ宜キヲ、費下
ハクシテ致シ、諸氏ノ帰朝線定日
通知アリタシ

MT 1710372

432

(原議用紙乙) 圓積

要再
回
電送第 8043 號
14年12月18日 6時20分發

電信案

外務省

在露、四中大使
郵中榮方長

件名 莫斯利利格交涉
宛 在露、四中大使

主 管 歐米局長
任 主 歐米局長
(起草大正十四年十二月十八日)

年 暗 第四二一號

部、國休電見、鶴山職業組合本
部、國休電見、鶴山職業組合本
参考、其協定事項之就中

MT 1710372

431

(原議用紙甲) 圓積

新報

1-1968

0270

東京市麹町區有樂町一丁目一番地「有樂館内」
株式會社北辰會
電話 大手五三四三番



大正十四年十二月十日
在露日本大使館氣付

未延發

山田文慈宛

十四日附電見タ

鐵山職業組合本部トノ團體契約主義的協定ノ件ニ關シ參考ノ爲メ
其協定事項ニ就キ先方ノ提案ヲ聽取シ置カレタクハ貴下「バク」行並
ニ諸氏ノ歸朝豫定日通知アリタシ

MT 1710372 433

1-1968

0271

電信課長

大臣

次官

亞細亞
歐米
通商
條約

門類
項目
號

會文人情
計書事報

寫送先

關係次第

件名
綴込名

12624 (暗) 125 莫斯科發
本省着 大正四年三月十八日右三〇

幣原外務大臣

田中大使

第五
第五六六号(十七日前)
中里ヨリ未延へ

大正四年三月廿八日配録係接受

434

前電所報、諸職業組合本部ト最低賃銀ノ協定ニ就テハ十五日第ニ回會議ニ於テ先方ハ從來北辰會カ支給セル最低賃銀ガ月額四十五円ナル事ヲ知リ居リ之ヲ標準トシテ最低賃銀ヲ四十五留ニ定メテリテ頗ル強硬ニ主張シ当方ヨリ斯ル高率ニテハ會社ノ経営不能ナル事及他理由ヲ種々説明シ白額一留十五哥以上ニテハ到底妥協ノ餘地無キ事將又此際會社發起人トモ

MT 1710372

MT 1710372 435

相談セズ取極ムル事ハ責任上ヨリモ不可能ナルヲ以テ本協定モ相当期向延期セザルヲ得スト主張セル度先方ハ依然頑強ニ主張ヲ續ケ居リシモ遂ニ月額四十留迄ナラハ讓歩シタルモ夫レ以上ハ一步モ讓ルヲ得スト主張シ且延期スルトスルモ二月十五日以降ニ至テ事不可能ナリト稱シ當方ハ団体契約ヲ締結スルニ居ル為本十六日最後ニ職業組合ニ出頭シ懇談ノ末帰朝後速ニ打合ヲ為シ一月初其ノ結果ヲ在當地山田宛電報シ同人ヨリテ代リテ交渉セシハル事ニ成レリ就テハ本代表ハ廿日迄ニハ帰朝ス可キ付直ニ在京發起人潘君ト打合セテ為シ度久且三月半ハ迄ニ団体契約ニ付スル代表者及専門家ヲ派遣スルハ必要有ル付右打合セ及人腹方其他ニ就テ所考慮置有之ニ為念

本代表十六日午後七時在當地發歸朝ノ途ニ就ク

要再回

特使

十二月十九日午後四時四十分
宛先係送付迄

3

文書課發送	主 任	歐米局長	主 任	歐米局長
	機密第	號	大正	年
受 信	人名	海軍省 油田 中 務 長	發 信	人名
件 名	件 名	高田 三 井 礦 山 分 長	件 名	高田 三 井 礦 山 分 長
公 信 案	公 信 案	名 込 級	名 込 級	名 込 級
外 務 省	外 務 省	附 屬 書	附 屬 書	通

御参考ノ爲別紙送付ス

(大正十四年十二月十八日附在郵便館來(往)電機第2526號寫並附屬書並)

MT/1710372

437

要再回

特使

十二月十九日午後四時
四十分宛先係送付迄

3

文書課發送	主 任	歐米局長	主 任	歐米局長
	機密第	號	大正	年
受 信	人名	北 倉 名	發 信	人名
件 名	件 名	莫斯利科 新 換	件 名	莫斯利科 新 換
公 信 案	公 信 案	名 込 級	名 込 級	名 込 級
外 務 省	外 務 省	附 屬 書	附 屬 書	通

在件ハ修之十二月十日 田中 方 使 事 電
別紙 送 付 込

別紙 田中 方 使 事 電 外 務 省 修 事 通 函 書 添 付 込

MT/1710372

436

1-1968

0273

五

12624
125
莫斯科發
本南着
大正十四年三月十八日
署名

幣原外務大臣宛
田中大使宛

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

前電所報、諸職業組合本部、最低債銀ノ協定ニ
就テ、前日第二回會議ニ於テ、^{爲不測}從來北辰會
支給最債銀月額四十五圓ノ事ヲ知リ居リ、^右
標準トシテ最低債銀ヲ四十五圓ニ定メテ、^右願ルノ強硬
ニ主張シ、^右才ヨリ、^右高率ニテハ會社ノ経営不能ナル
事、^右其他理由ヲ權說、^右日額一留十五圓以上ニテハ
到底妥協ノ餘地無キ事、^右將又此際會社發起人トモ

438

MT 1710372

相談セズ取極ムル事ハ責任上ヨリモ不可能ナルヲ以テ、^右本協定
モ相当期向延期セザルヲ得スト主張セル處、^右依然
頑強ニ主張ヲ續ケ居リシモ、^右遂ニ月額四十留迄ナラハ讓
歩シ、^右夫レ以上ハ一步モ讓ルヲ得スト主張シ、^右且延期スル
トスルモ、^右二月十五日以降ニ至ラズ、^右事不可能ナリト稱シ、^右當方ハ団体
契約ノ締結ニ居ル爲メ、^右本十六日最後ニ職業組合ニ出
頭シ、^右懇談ノ末、^右帰朝後速ニ打合ヲ爲シ、^右一月初其ノ
結果ヲ^右在當地山田宛電報ニ同人ヨリテ代リテ交渉セシム
ル事ヲ^右成シ、^右就テハ本代表ハ廿日迄ニ^右帰朝ス可キ付、^右
直ニ在京發起人諸君ト打合セテ爲シ、^右度々且三月半ハ
迄ニ^右団体契約ニ打スル代表者及専門家ヲ派遣スル必要
有ル付、^右右打合セ及人撥方其他ニ就テ、^右御考慮置有之ニ
カ爲念

439

MT 1710372

尚本代表廿六日午後七時當地發歸朝ノ途ニ就クベシ

1-1968

0274

依頼電報

ハニニ七
五五廿
8/27

北辰會依頼電報

電信課長	主 任	主 任	主 任
	米局長	莫斯科利權交渉ニ関スル件	幣原大臣
電 信 案	在 露	田 中 大 使	幣 原 大 臣
暗	第 四 三 七 號		
電 信 案	末 延 ヲ リ 山 田 へ		
	(別紙拾弖内全文電報ニト)		
外 務 省			

主 任 米局長

主 任 米局長

正十一年十月二十二日

(原議用紙甲) 圓納

MT 1710372 440

1-1968

0275

MT

1710372

442

(2)

大正 年 月 日 昇格
 考慮スルトニテナク申上之ヲ標準トシテ協定セントス
 ルモノト加ク先モ協定之ヲ首肯スルヲ得ス後人マヒ先
 介ノ達前ニ依ルモ当方實際支給額ハ別記ノ如ク
 最低信託銀ハ三十九萬九千九百九十九圓(現在カハ
 ニ社ケル 日商銀行信託部算ハ其額系ニ對シ七十七萬可
 ナリ)ヲ至当トス加之現在北極大ニ社ケルカノ農
 地方官廳ノ定メタル最低信託銀ハ式ノ四萬圓ナルニ
 徴シ先方ノ主張ハ餘リニ高率ニ過クルヲ以テ先
 實業ト説明ヲ加ヘシテ實際飽ク近々多額留以
 下ヲ強硬ニ主張セラレ若シ先方カ到底之ヲ容認
 セル場合ニハ參考十五萬圓ノ讓歩ハ止ムヲ得ナル

大正 年 月 日

昇格

東京市麹町區有樂町二丁目一番地(有樂館)

株式

北

辰

會

電話大手五三四三番

MT

1710372

441

(1)

大正 年 月 日
 大正十四年十二月廿二日
 在黨日商大信託銀行
 山田 文造 宛
 電文
 十日附電見タ最低信託銀協定ノ件ニ關シ貴
 方ト申上代表トノ打合セノ關係アルモ貴下ノ事業
 計画準備ノ都合上永ク異地ニ滞在シテ許カレ
 事柄ヲ詳シク申上情アルヲ以テ實際左記主旨
 ニ基テ交渉ヲ進メタ
 先方ハ從來北極會支給ノ最低信託銀カ月額四
 十五萬トシテ故リ以テ此ノ御時間其他ノ条件ヲ

大正 年 月 日

大正十四年十二月廿二日

在黨日商大信託銀行

山田 文造 宛

電文

未送

東京市麹町區有樂町二丁目一番地(有樂館)

株式

北

辰

會

電話大手五三四三番

MT 1710372

444

(4)

大正 年 月 日

行最低倍銀二千四百圓ニ決定ノ主ト理由モ之カ爲
 ナルベシ(一)事業地ニ比較的低廉ノ物資ヲ供
 給スル配給機關ノ設備アリ

附言 本問題ハ産用側ト考査予限ルニ當方ノ
 之問題トシテ理由用通知アリ

大正 年 月 日

東京市麹町區有樂町一丁目一番地(有樂館)
 株式會社 北 辰 會
 電話大手五三四三番

MT 1710372

443

(3)

大正 年 月 日

元ノトスル元萬一之ヲモ協同ニ得ヤル協同ニハ新留ラク問題
 ヲ留保スル檢査解ヲ取メ置キ協同ノ途ニ着キタ
 ク尚左矣ヲ指摘シ先方ノ主張及駁ヲ加ヘシタシ
 一 協同時間ノ協同制ノ協同ニ於ケル位銀ヲ
 八時間制ノ協同制ニシテ標準トスルハ妥當
 ナラス

(二) 協同方從來ノ支給額ハ創業ノ際ニ於ケル諸條
 ノ不便ト困難ト考査シ定メタルモノニシテ比較
 的高率ニ思フ儀ヲ尋常ノ果レル旨ニ於テハ寧
 口減額ノ要アリ

(三) 元來北樽大ハ生活程度低キ地方ナルニナラス(現

大正 年 月 日

東京市麹町區有樂町一丁目一番地(有樂館)
 株式會社 北 辰 會
 電話大手五三四三番

1-1968



鮮人臨時夫
 壹ヶ月
 四五・〇〇

東京市麹町區有樂町一丁目一番地「有樂館内」
 株式會社北辰會
 電話 大手五三四三番

MT 171037Z

446

職員	鑄夫	鐵工	木工	電工	機關手	船大工	製材工	倉庫手	人夫	露人臨時夫
壹ヶ月										
四五・〇〇	四五・〇〇	五二・五〇	六六・〇〇	五四・〇〇	六〇・〇〇	五四・〇〇	五二・五〇	四三・五〇	三九・〇〇	四五・〇〇

北辰會支給ノ最低賃銀表

(大正十二年ニ臨時使役)

東京市麹町區有樂町一丁目一番地「有樂館内」
 株式會社北辰會
 電話 大手五三四三番

MT 171037Z

445

1-1968

0278

電信課長

大臣

次官

亞細亞
歐米
通商
條約
情報
人事
會計
文書
對支文化

門
類
項
號

件名
綴込名

以369
莫斯科
本省着大十四年三月廿九日
十二日午前二〇五

幣原外務大臣 田中大使

第五五三號(十日前)

大正十四年三月廿八日記録係屬

往豊茅五四一號(同日)

利権契約、正式調印ハ未ル十四日ニ延期セラル

尤同契約ハ七日ニ假調印ヲ為シ既ニ其政府必要機

関ノ確認ヲ經タル趣ニテ奥村ハ独逸ニ趣キ旅程

都合上先方ノ申出ニ依リ十日全代(奥村)係ノ契約

正文(十四日附)ニ
同袋ニ調印

ヲラシタリ尚本使ヨリ懇談セル「塚原」関係

岡田

MT 1710372 447

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

ニ付テハ先方ヨリ目下考慮中ニ付「敷日待」
レ度ント申越シタリ

MT 1710372

448

1-1968

0279

大急

特使

要再回

文書課長

公信案

大正四年三月拾四日發

文書課發送 大正四年三月拾四日發送済

淨書

正校(原稿)

(淨書)

44

別紙

(甲號用紙)

主 歐米局
管 機密大
號 大正四年三月十四日附
附屬書 通
起草大正四年三月十四日

受 信 海軍省海軍少將
人 名 高田政米局長
件 名 朝鮮科
名 込 綴 支

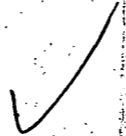
本件、同三月十四日午後十二時、東京電
別紙、其、送、送、送

公 信 案
外 務 省

MT 1710372 449

1-1968

0280



付テハ先方より届下り申上ル中老ニ付 數日待タ
レテ下中越シタル在ル様侍ラ申サテ

MT 1710372 451

抄
水方
抄

第五條
非難

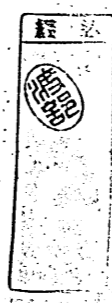
利権契約正式調印ハ非十四日ニ延期ナラズ
尤同契約送リニ假調印ナラハ既に政府必要機
關ニ確認ヲ照タル趣ニ奧村^内綱逸ニ趣キ旅程
都合上先方申出ニ依リ十一月念日南係ノ契約
正文(附日附)ニ
同義ニ調印
テラシタリ尚本使^官リ懸談セリ一塚原山南係

MT 1710372 450

抄
1969
暗
抄

敬中 厚外務大臣 免田中 大使 爲

莫斯利
本省 着 合十四日 十一日 十日 前
看電
榮大



電信課長 

大臣

次官

物

門類
項目
號



亞細亞 歐米 通商 條約 情報 人事 會計 文書 對支文化

件名

綴込名

改一

時分 新科 吉田 十四日 午後七時

大正十四年三月廿八日記録係接受

東京外務省

田中 大 使

第五五八號 (高口)

往電第五五三號 閣下

利権契約 日本十四日午後四時半 正式 調印

ツアセリ 閣下 たいん スキー 及び
リトウイノフヒ 署 為 石

老、老、去、年、
閣下、閣下、閣下

MT 1710372 452

1-1968

0282

五

1968

陸軍省
本署 局長 室田 正武 印

室田

和指之印
政一

幣東外務省

田中 吉使

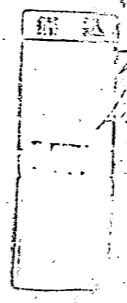
第五五八號

往電第五五三號ニ関シ

海軍省
未定ハス

利権契約ハ本年十月四日午後四時半正式調印

シ了セリ
ソノテ
リトウイフ
署長云



MT 1710372

453

1-1968

0283

門	1
類	7
以	10
目	

大臣

電信課長 (附)

亞細亞 米商 條約 人情 報事 文人 會計

大官

25

1309/10
 葛斯利教
 本者看
 大正五年 豐月 卅拾日 前 在 伊 賀 縣

林六右衛門
 田中 大 使

件名
 繰込名 極東の領土問題

改

寫送先
 岡部 次 友

第五七九號 (林六右衛門)
 第五七八號 (一) 現存財産問題
 開る成行ハ往電第五二六號所報ノ通
 リナル起本件今後ノ交渉ニ考リテ我
 方ニ於テ者談財産ニ付テ明ニ我政府又
 ハ北辰會ノミノ投資ニ係ルモノト多ク
 ニテモ「スタール」又ハ露王政府ノ關係
 アリト認めラル、モノトテ頭然区別シタ

ル 嗣書ヲ用意シ多クヲ得算ト信不右
 ニ付テハ中里ニ承知シ
 七 御打合ノ上ニ各調査
 件ノ上案件ヲ件今後交
 又テ沙河 訓 アリタシ

MT 1710372

455

MT 1710372

454

1-1968

0284

電信課長

大臣

次官

門類
項目
號

亞細亞
米商
通商
條約
人情
會文
計書

寫送先

件名
綴込名 松東露領

秋

1370
本若着
林七
田中大使

大正五年壹月卅拾日 亂録係接受

第五八〇號
中里氏へ
労働契約
細料眉ノ上
小生十日
帰卒ノ豫定

MT 1710372

456

1-1968

0285

7
内
北辰舎古杖弋へ
2/10午後五時半
式儀ニテ通報ス
準紙

13/05
10時
英新科友
本着着看
都京此か左
田中 大使

第五八〇號
奥村より来込成へ
中里成へ一市傳へヲ請フ
労働契約ノ市傳言山内ヨリ拝誦
若者ニモ市傳言ニル通リ此ノ問題ヲ当地ニ
于交渉スルハ種々ノ業ニ於テ不利ト思フ要
細科眉ノ上、小生十日頃帰京ノ豫定

文
11/10
改

MT 1710372 457

1-1968

0286

依頼電報
北辰會社

電送第八三八四號
大正十四年十二月廿九日 第一時 發

電二付了

電信課長 藤井

電信案

主任 第一課 (起草大正十四年十二月二十九日)

件名 北辰會依頼電報ニ要スル件

宛 左露 田中大使

本暗 第四三四號

未延ヨリ山田へ

弊電二十二日附ヲ以テ照會ニ依ル且取底債銀

償定ニ要スル件其後ノ交渉經過至急ニ返

行ツ

電信案

外務省

東京市麹町區有樂町一丁目一番地有樂町内
株式會社 北辰會
電話 大手五三四三番

大正十四年十二月廿九日
在露日本大使館氣付

山田 文 慈 宛

未 延 發

弊電二十二日附ヲ以テ照會ニ係ル最低賃銀協定ニ關スル件其後交
涉經過至急返待ツ

MT 1710372

459

MT 1710372

458

1-1968

0287

MT

1710372

460

()

大正 14 年 12 月 25 日

東京市麹町區有樂町一丁目一番地(有樂館)
株式會社 北 辰 會
電話 大手五三四三番

加太洋行
加太洋行
加太洋行

加太洋行

加太洋行

1-1968

0288

依頼電報
北尾 掃

電送第八四一四號
西 年 三 月 廿 日 廿 三 時 十 分 發

依
頼
電
報

電
信
案

ノ事厚情ヲ深謝ス

本三十一日無事帰朝ス 其地滞在中

中里ヨリ

宛
平 第 四 三 八 號

田 中 大 使

件名 中里代表ヨリ田中大使宛謝電

發 幣 外 長

名 込 綴

主 管 歐 米 局 長

任 主 歐 米 局 長

(起草大正十四年二月廿一日)

電 信 課 長

(原議用紙甲) 國 務

MT 1710372

462

外 務 省

依頼電報
北尾 掃

電送第八四一四號
西 年 三 月 廿 日 廿 三 時 十 分 發

依
頼
電
報

電
信
案

貨銀ノ件ニ関シ發起人ト協議ヲ為ス答

本三十一日無事帰朝ス 来ル六日最低

山田へ中里ヨリ

宛
暗 第 四 三 七 號

田 中 大 使

件名 日露利権交渉ニ関スル件

發 幣 外 長

名 込 綴

主 管 歐 米 局 長

任 主 歐 米 局 長

(起草大正十四年三月廿一日)

電 信 課 長

(原議用紙甲) 國 務

MT 1710372

461

外 務 省

1-1968

0289

寫送先

支

會文人情條通歐亞細亞
計書事報約商米亞

大臣
次官

電信課長

大陽

件名
綴込名

大正五年 壹月卅拾日 記録係 接受

改一

ハクノヨリ一日夜帰り最低賃銀ニ割スル貴電三
通見タ四日ヨリ先方ト下相談ヲナシ中里代表ヨ
リノ電報ヲ待テテ交渉ヲ開始シ速ニ可否ヲ決
シ遅クモ十三日出発帰朝スル豫定

山田ヨリ末迄ハ

要目付
第一号 (三日前)
幣原外務大臣
田中大使
莫斯科着
本着看
大正五年一月四日
一月三日午後四時三十分

MT 1710372

464

寫送先

會文人情條通歐亞細亞
計書事報約商米亞

大臣
次官

電信課長

大陽

件名

綴込名

大正五年 壹月卅拾日 記録係 接受

田中大使

幣原外務大臣
第五八三號(四一日迄)
莫電第四三四號ニ關シ
未迄ハ左ノ通
山田ハ目下「ハク」方面へ旅行中ニテ一月四日頃
帰莫ノ豫定

21 暗14
莫斯科着
本着看
大正五年一月一日前二九

MT 1710372

463

3

公文信案

3

別紙

(甲 號用紙)

文書課長

大正五年壹月四日 發送濟

文書課發送 大正五年壹月四日 發送濟

淨書

正校(原稿)

(淨書)

主 管 歐米局長

主任 歐米局長

起草 大正五年一月四日

三

機密第一

號

大正

壹

壹

月

四

日

附

附屬書

通

通

通

受信

人名

世居倉

氣付

末近道成

發信

人名

廣田欣米局長

件名

日露利權交渉三書五件

綴

名

九

右件三書は在露田中大使来電

字別紙三三送付ス

要再回

公 信 案

外 務 省

MT 1710372 465

1-1968

0291

友

本者着 大正十五年一月一日前

幣原外務大臣宛 田中大使

第廿八号

廿九日 東京 山田宛

未送 (山田宛)

山田(山下)「ハッ」方面へ旅行中 三月四日頃

滞莫一豫定ナリ

本白ニ四ニ

本白ニ四ニ

12/24 后一ツ夜

幣電ニ于テ...

MT 1710372

467

MT 1710372

466



1-1968

0292

北辰會
依頼電報

電送第 42 流 下
15年1月6日 6時30分

電 信 案	中里ヨリ山田へ	宛 在莫斯科 田中大使	件名 北樺太利権交渉閉スル件	管主 歐米局長	主任 緊要係課 起草大正十五年一月 日 電 印 原議用紙甲(國精)
			發 幣原大臣	名込綴	
外 務 省	(別紙拾弍ノ内電報ノト)	第一號			

電信課長
電
信
案

MT 1710372

468

1-1968

0293

MT 1710372 470

(2)

大正 年 月 日

先方家ハ 勤勤日教ハ 于四月十日ヲ以テ前記ノ
 額ハ月額ニ十四留蓄シハ 八月八日トシテ 依テ
 去月十日附以電ノ如ク 現存北極大地方官署
 ノ所定ニ係ル留蓄ノ引用スルト同時ニ 其他ノ諸條
 ノ理由ヲ依リ先方ノ主張ニ對シテ 果餘ノ高蓄ニ
 是レ先方ノ及致シ先方以テ月額ニ十四留蓄シテ
 張レ若シ先方ニ此ノ之ヲ容認セカレハ 協合ニハ月額ニ
 當ル 八月ノ諸蓄ハ 止ラシテ 留蓄ルハ 右訓電ス

大正 年 月 日

東京市麹町區有樂町一丁目番地(有樂館)
株式會社 北 辰 會
電話大手五三四三番

MT 1710372 469

(1)

前記ノ通りノ日 最低留銀ノ件ニ關シテ 衆人
 側ト協議ノ結果 友記ノ如ク 決定セラルルヲ
 致シ 且上ヨリ 是才文書ノカレタレ 去月二十日
 亦 延保 電甲ノ 最低留銀ノ月額ニ 十四留蓄
 三十五留トアリシモ 招リテ 月ノ勤勤日教 于日
 ヲ 樽身トシテ 算出スルニ 之ヲ日給ニ換算
 スルトオハ 十五留蓄ニハ 十五留蓄トシテ 是レ

大正 一 年 一 月 六 日 衆

東京市麹町區有樂町一丁目番地(有樂館)
株式會社 北 辰 會
電話大手五三四三番

山田 文 彦 氏

中 里 榮

1-1968

0294

要旨 急

公文書案	在莫斯科田中大使ヨリ別紙寫通電報有之ナル 二付右送付ス	件名	依頼電報送付ノ件	受信	北辰會気付	主	歐米局長	文書課發送	大正十五年壹月七日	發送済	淨書	正校(原稿)	別紙
		人名	末延道成	發信	二瓶第一課長	任	草大正十五年一月	附屬書	通	附	附屬書	通	附
外務省	(別紙田中大使來電才一号寫送付ノコト)	名込級	石	人名		附							

MT 1710372 471

1-1968

0295

お

準

①

事務

英新科

卒者着

大正十五年一月四日

幣原外務大臣

田中大使

第一号

経過

山田ヨリ来込

ハク山ヨリ一日夜降り最低賃銀ニ関スル電三

通見タ四日ヨリ先方ト下相談ヲナシ中里代表ヨ

ハク

ハク

リノ電報ヲ待テラホ交渉ヲ開始シ速ニ可否ヲ決定

シ達クモ十三日出発帰朝スル豫定ナリ

MT

1710372

472

1-1968

0296

利権

MT 1710372

474

内話スル所ニ依レハ「カーン」ハ「エフ」大使ノ勸告ニ依リ莫斯科ニ引揚タルモ「ニテ」労働政府ハ「カーン」ニ対シ米五ノ資本ニ依ルコトヲ条件トシテ革命前「スタハ」エフ「商會」カ樺太ニ有セシ石油「石炭」鉱区ノ全部（但シ石油鉱区ノ五十分）「カーン」ハ政府ノ所有トス「貸」下ノ營業ヲ開始セシガ為メ「カーン」ハ約十日前当地ニ来リ目下「スタ」ハ「ト」オ「イ」ルト交渉中ニシテ「オストロ」モ「フ」ニ対シテモ共同服業方「德」ニ来リタルハ同入ハ之ヲ拒絶セリト云フ本件ニ関シ四日

第三節
露王帝制時代樺太ニ於テ石油、石炭ノ試掘ヲ營ミ居リタル「スタハ」エフ「商會」代表者「カーン」ハ東京ニ於テ三菱ト共同作業方交渉ニ居リタルモ昨年莫斯科「引揚」タル次第ハ豫テ固ニタル如ク「スタハ」エフ「商會」ト密接ノ關係ヲ有スル「オストロ」モ「フ」カ数日前「郡司」ニ

MT 1710372

473

110 暗
117 本
哈爾濱
着者 昭和十五年一月六日付四四〇

東京外務大臣
天羽總領事



当地ニ到着ノ川上顧問ノ言ニ依レハ右ハ
 他リ得ヘキコトナシシモ企業ノ全部が團
 管トナリ皆ハ關係上「スタヘ」エフレノ名
 義ヲ表スコトハナカルヘシトノコトナリ「オス
 トロウ」モフレハ累次拙報ノ如ク持揚ニ於
 テ事業ヲ初メントシ各方面ニ資金ヲ「
 求メシモ其ノ結果而白カラズ目下内々
 持鉄ニ頼ミ居ル關係モアリ右内話モ勿分
 掛引ニ出テタルヤモ計ラレタルモ由リ参考
 途。

在露大使ニ轉電セリ

MT 1710372 475

1-1968

0298

利権

187 暗 110 莫斯科

本 若者大の十一年一月八日三二五

幣原外務大臣

田中大使

第一三號

北京基本條約第六條規定大陸利権ニ付テハ
屢次電報一通「チキエリン」ヨリ時々言及セルニ付
古田氏ニ會見ノ節客年往機密知三八一號
債権ニ對シテ計畫ノ如キモノニ付先方ノ意向ヲ
探ルニ為右計畫ニハ直接言及セズ水田經營ノ為
ノ農業利権ヲ得ルニ付心得置リ可キ 莫ヲ
聞イタルニ農業利権ハ住民トノ關係ヲ顧慮

シ可成人口ノ數ニ方面ニ許典ニ交キ意向ナリ
例ヘバ「トムス」又「アルタイ」方面ノ如ク地味豊
饒ニシテ人口稀薄ナル處ナラバ結構ナルベシ日本
ハ如何ナル地方ニ着眼セリヤトノコトナリシニ依リ
運賃其他經營上ノ關係ヨリテモ日本ニ近キ
方面例ヘバ沿海州ノ如キニ着眼セザルヲ得ズ
ト匪ベタルニ同地方ハ比較的人口多キノミナラズ
住民間ニ尚西比利亞出兵當時ノ感情伏在シ
居リ当政府「畏」カリニシテヨリ出岸ニ話シタル
如ク成ル可ク其感情ヲ再熒ヒシメザラント欲ス
ルニ依リ同地方ノ農業經營ニ依リ日本人ノ多數
ト接觸スル機會ヲ作ルハ尚時機ニ非ズ堪

MT 1710372

MT 1710372

が第一、難関ナリト云ヒ相与廣大ナル土地ヲ其
ノコトトシテ開墾地代ニ免稅スルコト等ハ主義
トシテ或程度迄ハ差支ナカレバ併シ向分ハ
専門的ニ研究シ居ラザルニ付追テ主教カ苟ノ
意向ヲ確メ探察スベシト述ベ

(続ク)

MT 1710372

478

1-1968

0300

185 暗 103 モスコー 本者着 大正十五年八月前二二五五

幣原外務大臣 田中大使

第一三号ノ二

利権

更ニ右ハ農民又ハ其團體が獨立經營スルモノナリヤ又ハ普通ノ營利的投資會社ガ農民ヲ使用スルモノナリヤ前者ナラバ當政府論議上便利ナリト言ヒタルニ依リ勿論純農ヲ移殖シ彼等ニ利益ヲ與フル主意ナルモ經營ノ責任者ハ營利會社ガ之ニ當ルハ資本ヲ得ル關係上巴

ムヲ得ガルベシト答へ置キタリ

尚同氏ハシベリヤニハ幾多ノ鑛山アリ日本人ハ之等ノ利権ヲ求メランテハ如何ト述ベタルニ依リ右ニ付テハ事情不明ノ爲メ何等具體的考察ヲ建テ難キガ如シ 若シ貴方ヨリ何レカラ提供サルル意嚮アラバ日本資本家ニ對シテ以テ夏期ヲ利用シテ實地調査ノ上利権ノ出願ヲ為サシムルガ如キ勸誘ヲ最シ得ベシト述べタルニ也ニ就テモ主務當局ト打合せ置ク可キヲ約シ林業利権ニ付テハ既ニ「ハ」ハ口ヲスクニ於テ大體纏マリ居ルニ付可成速ニモスエドニ代表者ヲ派遣シ契約ノ成立ヲ見ル事

MT 1710372

480

MT 1710372

479

1-1968

0301

シ望ムト云ヒタルニ依リ右ハ甚ク結構ナリ
本使ヨリ東京へ報告シ置ク可シト答へ置キタ
リ右ノ次ヲ後藤子ノ計劃ニ付ハ先方ヨリ更
ニ何分ノ挨拶ヲキ限リ智ラク此儘トナシ置ク
ノ外無シト思考スルモソレニテ差支アラハ御
意嚮示アリタシ

MT 1710372

481

1-1968

0302

電信課長

大臣

次官

亞細亞

通商

條約

人情

文書

會計

351

件名	
綴込名	

258 暗 7/ 莫斯科 九日迄五二五
 本 省 着 大正十九年一月十日迄〇四五

要目付 幣 梁外務大臣 大正五年 壹月卅拾日記録係接受 田中大使

第一六號 (九日後)

山田ヨリ中里へ

八日貴電ノ趣旨ニ依リ交渉ヲ爲シ之ニ最低賃銀
 閣レ双方ノ意見ニ大ナル向隔アリ一致ヲ見ル能ハス
 結局組合側ノ最低賃銀ヲ決定セズ六月一日迄
 労働賃銀及待遇等ヲ現在ノ状ニ繼續シ團體契
 約締結ノ際併セテ最低賃銀ヲ決スルコトトシ左
 記條件ノ協定ニ九日調印

寫送先

関係次官

五

五

五

五

MT 1710372

482

一、労働者ノ賃銀食料品其他ノ物資ノ値段
 往店等ハ一月現在ノ状ニ変更セザルコト
 二、本協定ニ因リ申議発生ノ節ハ「オハ」又「ア
 レ」サントロフスノ「労働」インス「ク」ター「レ」ノ最後
 調停ニ依ルコト
 三、露國労働法ヲ實施スルコト
 四、此ノ協定ハ三月一日ヨリ實施シ六月一日迄有効
 トス

此協定ノ履行ハ「バ」ロフスク「極東嶺山」
 組合ノ代表者ニ委任スルコト
 三、團體契約ハ九月中ニ協議スルコト
 先方ガ六月ニ労働大會アルコト及ヒ「オ」ハ「人」
 レテ實状ヲ調査セシムル爲ト思ハル

十三日 山田、小西、青藤、田中、齋藤、朝ス

MT 1710372

483

1-1968

0303

利権

利権會社の 企業目論見改訂

契約條件の不利から

北支那及び北サレン企業組合で、利権會社の代表中田氏の兩氏の歸朝を見たので兩氏の意見を聴取したる上、既報の契約條件に基いて、意々利権會社側より、重たい手続を取らざるを得ず、北支那及び北サレン企業組合に於ては、既に三月より引越重校會を開設し、十日以内に所定事項を完了せしむべき所であつた。而して北サレン企業組合も、組合員を招集して、代表者として、既報の契約を改訂したる後、即ち準備に取りかかるのであるが、兩社とも、舊の契約條件が、舊の準備に於て、不利な點を生じて來てゐるので、遂に作成した契約人に示した。契約改訂は、改訂されねばならぬ。従つて之に相違の時を要すべく、文書改訂の目的は、利権會社側より、然るに改訂されるべき北支那及び北サレン企業組合の代表者も、變化を來すに至るから、之等の準備を終り、株式の割當及び公認を済ませて、即ち株式の割當に於ては、少くとも三月を要するであらう。

新聞 大正十年一月五日

MT 1710372

